

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【事業年度】 第166期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

【会社名】 株式会社大阪ソーダ

【英訳名】 OSAKA SODA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 寺田健志

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部管理部長 丸山博正

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
株式会社大阪ソーダ東京支社

【電話番号】 東京(03)6701局3520(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員東京支社長 堀登

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪ソーダ東京支社
(東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第162期	第163期	第164期	第165期	第166期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	93,509	101,231	107,874	105,477	97,266
経常利益 (百万円)	6,536	7,485	10,053	10,321	8,838
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,320	4,778	6,793	6,506	6,050
包括利益 (百万円)	5,485	6,645	4,245	4,714	10,622
純資産額 (百万円)	52,725	60,953	64,548	69,121	77,232
総資産額 (百万円)	101,503	115,020	112,661	110,851	119,373
1株当たり純資産額 (円)	500.50	2,698.66	2,795.62	2,912.98	3,310.56
1株当たり 当期純利益金額 (円)	41.01	223.24	297.10	276.14	257.37
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	34.02	178.58	254.24	244.16	230.23
自己資本比率 (%)	51.9	53.0	57.3	62.4	64.7
自己資本利益率 (%)	8.6	8.4	10.8	9.7	8.3
株価収益率 (倍)	12.1	12.6	9.1	9.3	10.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,490	7,757	9,854	10,336	9,347
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,145	7,398	4,542	4,092	1,850
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,506	3,097	5,003	1,677	4,464
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	20,532	23,993	24,376	28,899	31,936
従業員数 (名)	850	931	970	974	993

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第163期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算出しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第164期の期首から適用しており、第163期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第162期	第163期	第164期	第165期	第166期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	60,950	66,117	71,537	71,150	65,039
経常利益 (百万円)	5,734	6,568	8,949	8,895	7,401
当期純利益 (百万円)	3,789	4,240	6,112	5,682	4,739
資本金 (百万円)	10,882	13,970	15,150	15,870	15,870
発行済株式総数 (千株)	111,773	25,052	26,090	26,731	26,731
純資産額 (百万円)	48,174	55,755	58,746	62,683	69,033
総資産額 (百万円)	91,240	103,468	101,094	98,860	106,028
1株当たり純資産額 (円)	457.30	2,468.50	2,544.35	2,641.68	2,959.39
1株当たり配当額 (円)	11.00	57.50	65.00	65.00	65.00
(内1株当たり中間配当額)	(5.00)	(27.50)	(30.00)	(32.50)	(32.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.98	198.08	267.30	241.15	201.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	29.85	158.46	228.74	213.22	180.34
自己資本比率 (%)	52.8	53.9	58.1	63.4	65.1
自己資本利益率 (%)	8.2	8.2	10.7	9.4	7.2
株価収益率 (倍)	13.8	14.2	10.2	10.7	13.1
配当性向 (%)	30.6	29.0	24.3	27.0	32.2
従業員数 (名)	567	591	610	601	617
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	126.0 (114.7)	144.6 (132.9)	143.1 (126.2)	139.5 (114.2)	145.7 (162.3)
最高株価 (円)	512	2,974 (580)	3,340	3,290	2,789
最低株価 (円)	385	2,660 (464)	2,303	2,069	2,237

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い発行済株式総数、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、(内1株当たり中間配当額)、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第163期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算出しております。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第163期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第164期の期首から適用しており、第163期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1915年11月 かせいソーダの製造販売を目的として資本金75万円にて関西財界有志により設立、大阪市に本社を置く。
- 1916年11月 現福岡県北九州市小倉北区に小倉工場を建設。
- 1931年3月 兵庫県尼崎市に尼崎工場を建設。
- 1948年10月 東京出張所（現 東京支社）を開設。
- 1949年5月 大阪証券取引所に株式上場。
- 1952年9月 愛媛県松山市に松山工場を建設。
- 1953年11月 東京証券取引所に株式上場。
- 1956年8月 一般工業薬品の販売を目的として大曹商事株式会社を大阪市に設立（現 連結子会社）。
- 1961年3月 兵庫県尼崎市に研究所（現 研究センター）を開設。
- 1963年7月 松山工場化成成品部門を分離して大曹化成工業株式会社を設立し、有機製品生産開始。
- 1968年12月 かせいソーダの生産を目的として岡山化成株式会社を旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）と共同出資にて設立、岡山県倉敷市水島に工場を建設。
- 1969年12月 大曹化成工業株式会社を吸収合併。
- 1970年4月 大曹有機株式会社を設立、岡山県倉敷市水島に工場を建設し、有機製品生産開始。
- 1975年4月 ダイソーエンジニアリング株式会社を大阪市に設立（現 連結子会社）。
- 1975年6月 大曹有機株式会社を吸収合併、当社の水島工場とする。
- 1987年1月 ダイソー加工材株式会社（現 DSウェルフーズ株式会社）を大阪市に設立。
- 1988年12月 社名を大阪曹達株式会社よりダイソー株式会社に変更。
- 1990年12月 ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市にデュッセルドルフ事務所を開設。
- 2001年6月 ダイソーエンジニアリング株式会社は、株式会社ジェイ・エム・アールを兵庫県尼崎市に設立（現 連結子会社）。
- 2002年3月 蝶理ケミカル株式会社（本社大阪市、現 ダイソーケミカル株式会社）を株式の取得により子会社化。
- 2003年4月 ダイソーケミカル株式会社と大曹商事株式会社とを合併、存続会社を大曹商事株式会社とし、商号はダイソーケミカル株式会社（現 連結子会社）とする。
- 2004年8月 ダイソーケミカル株式会社は、中華人民共和国上海市に上海事務所を開設。
- 2005年10月 ダイソーケミカル株式会社は、上海事務所を現地法人化し、大曹化工貿易（上海）有限公司（現 連結子会社）を設立。
- 2006年3月 ダイソーケミカル株式会社は、台湾台北市に現地法人台湾大曹化工股份有限公司（本社台北市、現 連結子会社）を設立。
- 2006年4月 中華人民共和国上海市に上海事務所を開設。
DAISO Fine Chem USA, Inc.（現 連結子会社）をカリフォルニア州に設立。
- 2006年5月 DAISO Fine Chem USA, Inc.はEssential Life Solutions（本社マサチューセッツ州）よりシリカゲル事業を買収。
- 2006年11月 大阪市に新本社ビルを建設。
- 2008年1月 DAISO Fine Chem GmbH（現 連結子会社）をデュッセルドルフ市に設立。
- 2008年10月 DSロジスティクス株式会社を兵庫県尼崎市に設立（現 連結子会社）。
- 2008年12月 当社の電解システム事業部をダイソーエンジニアリング株式会社に事業譲渡。
サンヨーファイン株式会社（本社大阪市、現 連結子会社）を株式の取得により子会社化。
- 2009年7月 当社のファインケミカル事業部をサンヨーファイン株式会社に事業譲渡。
- 2010年9月 株式会社食品バイオ研究センター（本社大阪市、現 サンヨーファイン株式会社）を株式の取得により子会社化。
- 2010年12月 サンヨーファイン株式会社と株式会社食品バイオ研究センターとを合併、存続会社をサンヨーファイン株式会社とする。
- 2012年4月 岡山化成株式会社（本社大阪市、現 連結子会社）を株式の取得により子会社化。
- 2012年7月 ダイソーケミカル株式会社は、タイ王国バンコク市に現地法人DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.（現 連結子会社）を設立。
- 2012年9月 株式会社インボックス（本社大阪市、現 ダイソーケミカル株式会社）を株式の取得により子会社化。
- 2014年12月 株式会社INBプランニング（本社愛知県大府市）を株式の取得により関連会社化。

2015年10月	社名をダイソー株式会社より株式会社大阪ソーダに変更。
2016年4月	ダイソーケミカル株式会社と株式会社インペックスとを合併、存続会社をダイソーケミカル株式会社とする。
2017年12月	資生堂医理化テクノロジー株式会社（本社京都市、現 サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社）を株式の取得により子会社化。中国北京市に三耀精細化工品銷售（現 連結子会社）を設立。
2018年3月	日東化工株式会社を株式の取得により持分法適用関連会社化。
2020年2月	DestinHaus Capital Fund 1 LP（カリフォルニア州、現 連結子会社）に出資。
2020年10月	ダイソーインシュアランス株式会社を連結子会社化。

3【事業の内容】

当社の企業集団は、2021年3月31日現在、当社、連結子会社15社、非連結子会社1社および関連会社3社で構成されております。当社グループが営んでいる主な事業内容と、グループを構成する各会社の位置づけ、および報告セグメントとの関連は、次のとおりであります。

基礎化学品

主な製品として、かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロルヒドリン、アリルクロライド等の製造・販売を行っております。

当社が製造・販売するほか、連結子会社であるダイソーケミカル株式会社を通じて販売するとともに、連結子会社であるD S ロジスティクス株式会社は当社製品の物流を取り扱っております。ダイソーケミカル株式会社は、塗料原料、接着剤原料等の販売を行い、当社は原料の一部を同社より購入しております。また、連結子会社である岡山化成株式会社は、かせいソーダ、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、水素ガスを製造しており、当社は製品および原料の一部を同社より購入しております。

機能化学品

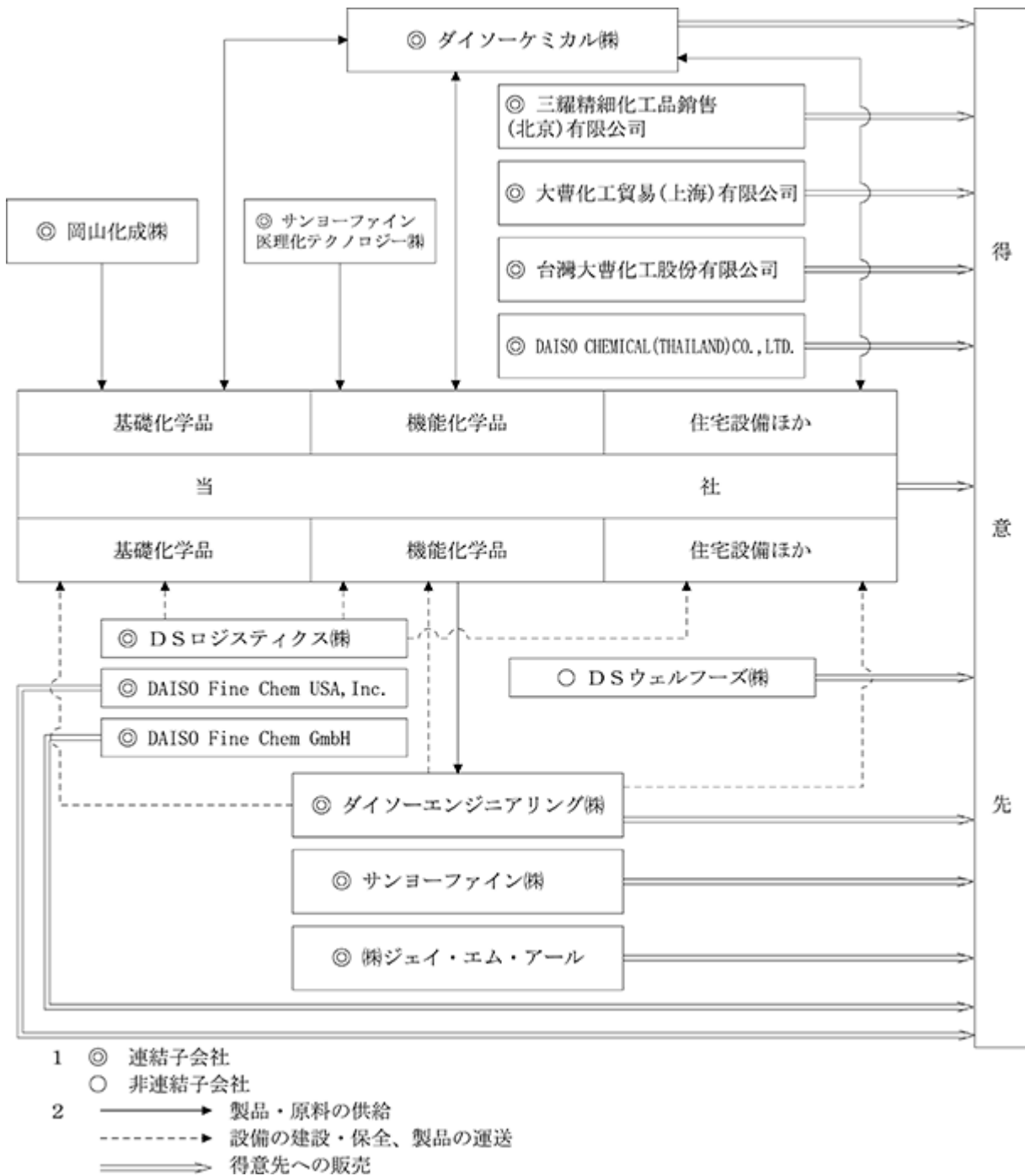
主な製品として、アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、光学活性体、医薬品原薬・中間体、電極、レンズ材料等の製造・販売を行っております。

当社が製造・販売するほか、製品の一部をダイソーケミカル株式会社を通じて販売しております。また、ダイソーケミカル株式会社は、感光性樹脂、カラーレジスト等の販売を行い、連結子会社であるダイソーエンジニアリング株式会社は、電極の製造・販売、連結子会社であるサンヨーファイン株式会社は、医薬品原薬・中間体の製造・販売、連結子会社である株式会社ジェイ・エム・アールは、資源リサイクル事業を行っております。連結子会社であるサンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社は、カラム・装置等分析機器の製造を行っており、連結子会社である三耀精細化工品銷售（北京）有限公司は、カラム・装置等分析機器の販売を行っております。連結子会社であるDAISO Fine Chem USA, Inc. は、医薬品精製材料の製造・販売を行い、連結子会社であるDAISO Fine Chem GmbHは、医薬品精製材料・機能化学品等の販売を行っております。また、連結子会社である大曹化工貿易（上海）有限公司は、衛生材料向け吸水性樹脂ならびに不織布等の販売を行い、連結子会社である台湾大曹化工股份有限公司は、カラーレジスト等の販売、連結子会社であるDAISO CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. は、衛生材料向け吸水性樹脂ならびに不織布等の販売を行っております。また、連結子会社であるDestinHaus Capital Fund 1 LPは、主に北米でのスペシャリティケミカル事業への投資を行っております。

住宅設備ほか

主な製品として、ダップ加工材、住宅関連製品等の製造・購入・販売を行っております。ダイソーエンジニアリング株式会社は、各種化学プラント、環境保全設備等の建設業務を行うほか、当社設備の建設および保全を行っております。また、当社は同社の資材購入事務を代行しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	出資比率(%)	関係内容
(連結子会社)					
ダイソーケミカル株式会社	大阪市西区	90百万円	化学製品の販売	100.0	当社製品の販売ならびに資材購入の一部を行っております。役員の兼任等があります。
ダイソーエンジニアリング株式会社	大阪市西区	80百万円	電極の製造販売 化学設備の設計・施工	100.0	当社設備の建設および保全を行っております。役員の兼任等があります。
サンヨーファイン株式会社	大阪市西区	50百万円	医薬品原薬・中間体の製造・販売	100.0	役員の兼任等があります。
株式会社ジェイ・エム・アール	兵庫県尼崎市	30百万円	資源リサイクル	100.0 (100.0)	役員の兼任等があります。
D S ロジスティクス株式会社	兵庫県尼崎市	20百万円	化学製品の運送取扱い	100.0	当社製品の運送業務を取り扱っております。役員の兼任等があります。
岡山化成株式会社	大阪市西区	50百万円	化学製品の製造	100.0	同社製品の仕入を行っております。役員の兼任等があります。
サンヨーファイン 医理化テクノロジー株式会社	京都府 京都市	100百万円	カラム・装置等 分析機器の製造	100.0	同社製品の仕入を行っております。役員の兼任等があります。
三耀精細化工品銷售(北京) 有限公司	中国 北京市	9,498千元	カラム・装置等 分析機器の販売	100.0 (100.0)	当社製品の販売を行っております。役員の兼任等があります。
ダイソーインシュアランス 株式会社	大阪市西区	1百万円	保険業	100.0 (100.0)	保険代理店業を行っております。役員の兼任等があります。
DAISO Fine Chem USA, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	8百万米ドル	医薬品精製材料 の製造・販売	100.0 (5.9)	当社製品の販売を行っております。役員の兼任等があります。
DAISO Fine Chem GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市	25千ユーロ	医薬品精製材 料、機能化学品 等の販売	100.0 (65.0)	当社製品の販売を行っております。役員の兼任等があります。
大曹化工貿易(上海)有限公司	中国 上海市	4,016千元	機能化学品・電 子材料等の輸 入	100.0 (65.0)	当社製品の販売ならびに同社製品の仕入を行っております。役員の兼任等があります。
台灣大曹化工股份有限公司	台湾 台北市	5百万NTドル	機能化学品・電 子材料等の輸 入	100.0 (100.0)	当社製品の販売を行っております。役員の兼任等があります。
DAISO CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク市	25百万バーツ	機能化学品・電 子材料等の輸 入	100.0 (65.0)	当社製品の販売を行っております。役員の兼任等があります。
DestinHaus Capital Fund 1 LP	アメリカ カリフォルニア州	8百万米ドル	投資事業	99.0 (99.0)	取引関係はありません。
(持分法適用関連会社)					
日東化工株式会社 (注)1	神奈川県高座郡	1,920百万円	ゴム製品・樹脂 製品の製造・販 売	31.3	役員の兼任等があります。
I N B プランニング株式会社	愛知県大府市	90百万円	ゴム製品の製 造・販売	33.5	当社製品の仕入を行っております。

(注)1 有価証券報告書の提出会社であります。

2 岡山化成株式会社は特定子会社であります。

3 ダイソーケミカル株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	28,863 百万円
	(2) 経常利益	562 百万円
	(3) 当期純利益	374 百万円
	(4) 純資産額	5,575 百万円
	(5) 総資産額	10,774 百万円

4 出資比率の()内は、子会社の出資比率を内数で示しております。

5 上記以外に関係会社が2社あります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
基礎化学品	291
機能化学品	495
住宅設備ほか	53
全社共通	154
合計	993

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
617	41.9	18.4	6,887

セグメントの名称	従業員数(名)
基礎化学品	217
機能化学品	242
住宅設備ほか	20
全社共通	138
合計	617

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、大阪ソーダ労働組合と称し、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟に加盟しており、2021年3月末現在の組合員数(連結子会社以外への出向者は含まない)は612名であります。

労働組合と会社との関係に関しては、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループ企業理念「独創的な技術と製品により安心して豊かな社会の実現に貢献します」のもと、経営ビジョンである「化学を通じて社会が求める新たな価値を提供する企業グループ」を目指します。

その実現に向け、当社グループは、環境・安全に配慮したものづくりで、サステナブルな社会の実現に貢献し、グローバル競争力のある技術と品質で、お客様のニーズに応え、社員一人ひとりの価値観を大切に、ともに成長する企業を目指します。

(2) 対処すべき課題、中期的な経営戦略

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限により、厳しい状況で推移しました。基礎化学品セグメントでは、上半期を中心に需要減少の影響を受けましたが、期後半から電子材料関係で需要が大きく回復しました。機能化学品セグメントでは、合成ゴムは自動車の世界的な大規模減産の影響を受け、合成樹脂は商業印刷インキの需要が低調に推移する一方、アリルエーテル類は期後半から半導体用途向けでシランカップリング剤の需要が拡大し、医薬品関連は新型コロナウイルス感染症の影響は見られず、販売が増加しました。住宅設備ほかセグメントでは、生活関連商品や建材の需要減少の影響を受けました。2021年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間にわたり継続すると仮定しております。

このような情勢のもと、当社グループは、第7次中期経営計画「EMPOWER THE NEXT-22」（2021年度～2022年度）を策定いたしました。新中期経営計画では、「レジリエントな事業基盤の構築」、「マーケットイン型開発の推進」、「SDGsへの取組み」、「企業文化・組織風土の改革」の4つの基本方針を軸に、具体的な施策を実行してまいります。

「レジリエントな事業基盤の構築」では、創業以来のソーダ電解およびAC・EP事業において生産効率改善のための更新投資とコストダウンに取り組み、安定的に収益を生み出せる事業基盤へと強化します。また、アクリルゴム、ノンフタレート型アリル樹脂、コンパウンド、医薬品精製材料を主力事業へと育成し、合成ゴム・合成樹脂を中心とする機能化学品と医薬品原薬・中間体および医薬品精製材料を中心とするヘルスケアを高収益事業として拡大強化してまいります。

「マーケットイン型開発の推進」では、事業部門主導により顧客ニーズを的確に把握して、研究開発部門とともに新製品を企画し、迅速に開発することにより、早期上市を図ります。「環境・エネルギー」の分野では、リチウムイオンバッテリーの高容量化・長寿命化・安全性向上に寄与する材料の開発を推進してまいります。「モビリティ」の分野では、自動車の電動化・自動運転化を支える新素材の開発に注力してまいります。「情報通信」の分野では、5G・6Gの次世代通信技術に寄与する材料開発を進めてまいります。「健康・ヘルスケア」の分野では、医薬品のモダリティ変化に対応して、バイオ医薬品の製造および精製技術を強化します。

「SDGsへの取組み」では、既存製品での貢献に加え、新製品の開発方針にもSDGsを反映し、企業活動全般を通じて持続可能な地球環境の実現に貢献します。

「企業文化・組織風土の改革」では、新たな経営理念体系のもとで、業務システムおよび人事制度を刷新するとともに、全階層にまたがる業務改革活動を通じて組織力と人材力の底上げを図り、生産性の高い企業風土への変革を目指します。

また、当社グループは、環境・安全と製品の品質の確保には、レスポンシブル・ケア活動とISO活動を通じて万全を期すとともに、省資源・省エネルギー活動など持続可能な開発目標（SDGs）に取り組み、地球環境と調和した企業の発展を図ってまいります。

さらに、企業の社会的責任を重視し、日々の事業活動において法令遵守に積極的に取り組んでまいりますとともに内部統制システムを強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努め、社会に信頼される企業グループを目指してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループは、事業等のリスクに関し、組織的・体系的に対処することとしておりますが、現在、当社グループの経営成績および財務状況等に及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に影響を及ぼす可能性がある事項と考えております。

なお、ここに記載した事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断した主要なものであり、これらに限られるものではありません。

(1) 競合・市況変動等にかかるもの

当社グループは市況製品を展開しており、景気、他社との競合にともなう市場価格の変動、また、為替、金利といった相場の変動により事業業績が大きく左右される可能性があります。特に、景気や他社との競合という観点からは、当社グループの基礎化学品事業のうち、クロール・アルカリ製品やエピクロルヒドリンは、販売価格および原材料調達価格に関し変動を受けやすい構造となっており、他社による大型プラントの建設等により需給が緩和した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料の調達にかかるもの

当社グループは、原材料の複数調達先の確保などで、安定的な原材料の調達に努めておりますが、原料メーカーの事故による供給中断、品質不良や倒産による供給停止などの影響で、当社の生産活動に停止をきたし、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製品の品質にかかるもの

当社は、事業活動全般における品質保証を確保する体制を敷いており、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、製品の欠陥により、当社グループの業績、財務状況、社会的評価等に悪影響を及ぼす可能性があります。年に2回実施しているレスポンシブル・ケア監査において、品質関連ルールの整備状況、遵守状況の確認を行っております。また、社員に対してコンプライアンス教育の徹底、品質関連ルールの教育を定期的を実施し、品質管理に努めております。

(4) 海外等の事業展開にかかるもの

当社グループは、アジア、欧州、北米などで販売活動を行っておりますが、海外での事業活動には、予期し得ない法律や規制の変更、政治・経済情勢の悪化、テロ・戦争等による社会的混乱等のリスクがあります。そのため、これらの事象が発生した場合は、当社グループの経営成績および財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。グループ各社で情報収集に取り組み、早期にリスクを認識し対策をとることで、予防・回避に努めております。

(5) 知的財産の保護にかかるもの

当社グループの事業展開にとって知的財産の保護は極めて重要であり、知的財産保護のための体制を整備しその対策を実施しております。しかし、他社との間に知的財産を巡り紛争が生じたり、他社から知的財産保護の侵害を受けたりした場合は、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟にかかるもの

当社グループの事業活動に関連して、取引先や第三者との間で重要な訴訟が提起された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害、事故災害にかかるもの

当社グループでは、安全・安定操業の徹底を図り、すべての製造設備について定期的な点検を実施しております。しかしながら、万一大きな自然災害や、製造設備等で事故が発生した場合には、生産活動の中断あるいは製造設備の損壊等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、「事業継続計画書（BCP）」を作成しており、地震などの大規模災害により弊社の事業に大きな影響を及ぼした場合、サプライチェーンならびに関連企業との協力体制を確立することにより、できる限りの安定供給に最大限努力し、事業の継続を図るとともに、従業員の安全ならびに地域住民の安全を確保し、事業活動に支障が無いように備えております。

(8) 環境にかかるもの

当社グループでは、化学物質の開発から製造、流通、使用を経て廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することを目的としたレスポンシブル・ケア活動を推進しております。しかしながら、周囲の環境に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、補償などを含む対策費用、生産活動の停止による機会損失などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 企業買収・資本提携等にかかるもの

当社グループが実施する企業買収や他社との戦略的事業・資本提携について、当初想定していた成果が得られない場合、当社グループの業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、不採算事業からの撤退や関係会社の整理等の事業再編を行った場合、当社グループの業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症にかかるもの

従業員に新型コロナウイルス感染症等の感染が拡大した場合、生産活動停止による機会損失で当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症対策では、在宅勤務や時差出勤の実施、出張や面談の原則禁止といった感染予防のための措置を実施します。感染者が発生した場合には、あらかじめ定めたフローに従い、濃厚接触者の特定および感染者が使用していた業務スペースの消毒等を実施すると共に操業継続の可否、維持の程度を直ちに判断し必要な対処を進めることで拡大を防止し被害の最小化を図ることに努めております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次の通りであります。

1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、中期経営計画「BRIGHT-2020」の最終年度を迎え、「新成長エンジンの創出」、「海外収益基盤の確立」および「事業構造改革の完遂」の3つの基本方針に基づき、具体的な施策をさらに進めました。

当連結会計年度の売上高は、972億6千6百万円と前期比7.8%の減少となりました。利益面におきましても、営業利益は83億4千1百万円と前期比14.0%の減少、経常利益は88億3千8百万円と前期比14.4%の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は60億5千万円と前期比7.0%の減少となりました。

当連結会計年度末における当社グループの財政状態は次のとおりであります。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、7.7%増加し1,193億7千3百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、5.7%増加し738億7千6百万円となりました。これは、主として現金及び預金が23億3千6百万円、受取手形及び売掛金が10億1千3百万円それぞれ増加したことによります。固定資産は、前連結会計年度末に比べて、11.0%増加し454億9千6百万円となりました。これは、主として投資有価証券が61億6千2百万円増加し、有形固定資産が13億1千6百万円減少したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて、1.0%増加し421億4千1百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べて、0.6%増加し268億1千8百万円となりました。これは、主として未払法人税等が2億1千3百万円増加したことによります。固定負債は、前連結会計年度末に比べて、1.7%増加し153億2千2百万円となりました。これは、主として繰延税金負債が20億2千7百万円増加し、新株予約権付社債が12億6千3百万円、退職給付に係る負債が5億6千万円それぞれ減少したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、11.7%増加し772億3千2百万円となりました。

2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して30億3千6百万円増加し319億3千6百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して9億8千9百万円減少し93億4千7百万円の収入となりました。これは主に、減少要因として税金等調整前当期純利益が86億8千万円であったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して22億4千2百万円支出が減少し18億5千万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が17億7千2百万円となったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して27億8千6百万円支出が増加し44億6千4百万円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額が15億3千3百万円、新株予約権付社債の償還による支出12億6千3百万円、自己株式の取得による支出が10億2百万円、短期借入金の返済による支出5億9千5百万円となったことによります。

3) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
基礎化学品	36,421	7.2
機能化学品	18,358	19.7
住宅設備ほか	497	32.7
合計	55,277	12.0

- (注) 1 金額は、平均販売価格により算出したものであります。
2 上記には自家使用分が含まれております。
3 金額には、消費税等は含まれておりません。

製品仕入実績

当連結会計年度における製品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
基礎化学品	24,545	11.4
機能化学品	13,286	4.2
住宅設備ほか	3,219	75.2
合計	41,051	24.7

- (注) 1 金額は、仕入価格により算出したものであります。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
住宅設備ほか	2,485	19.1	1,208	2.6

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
基礎化学品	42,416	12.1
機能化学品	40,744	2.1
住宅設備ほか	14,106	9.4
合計	97,266	7.8

- (注) 1 販売実績は、外部顧客に対する売上高を表示しております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社山善	10,567	10.02	-	-

当連結会計年度における株式会社山善に対する販売実績については、総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

- 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。なお、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なもの及び新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しています。

2) 当連結会計年度の経営成績などの状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限により、厳しい状況で推移しました。経済活動の再開により持ち直しの動きがみられるものの、国内外での感染症再拡大による下振れリスクの高まりが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画「BRIGHT-2020」の最終年度を迎え、「新成長エンジンの創出」、「海外収益基盤の確立」および「事業構造改革の完遂」の3つの基本方針に基づき、具体的な施策をさらに進めました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は下記のとおりであります。

当連結会計年度の売上高は、972億6千6百万円と前期比7.8%の減少となりました。利益面におきましても、営業利益は83億4千1百万円と前期比14.0%の減少、経常利益は88億3千8百万円と前期比14.4%の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は60億5千万円と前期比7.0%の減少となりました。

この結果、1株当たり当期純利益金額は、前連結会計年度の276.14円に対して、257.37円となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

(基礎化学品)

クロール・アルカリは、期後半より、自動車用部品、電子材料関係の需要が新型コロナウイルス感染症拡大による落ち込みから回復基調となりましたが、通期では売上高は減少しました。エピクロルヒドリンは、期後半より、電子材料関係を中心に国内外の需要が大きく回復しましたが、通期では売上高は減少しました。以上の結果、基礎化学品の売上高は424億1千6百万円と前年比12.1%の減少となりました。

(機能化学品)

合成ゴム関連では、エピクロルヒドリンゴムは自動車の世界的な大規模減産の影響を強く受けましたが、アクリルゴムは中国をはじめとしたアジア諸国を中心に新規採用が進みました。ダップ樹脂は、日米欧を中心に商業用印刷インキの需要が落ち込んだ影響を受け、売上高は減少しました。アリルエーテル類は、期後半より、中国及び米国の半導体用途等向けでシランカップリング剤の需要が急回復し、売上高は増加しました。医薬品精製材料は、欧米並びにインド向けの糖尿病治療薬用途等の需要が拡大し、売上高は増加しました。

医薬品原薬・中間体は、抗結核薬中間体、抗潰瘍薬中間体および不眠症治療薬中間体の販売が拡大したため、売上高は増加しました。

以上の結果、機能化学品の売上高は407億4千4百万円と前年比2.1%の減少となりました。

(住宅設備ほか)

生活関連商品及び建材の販売が低調に推移したため、住宅設備ほかの売上高は141億6百万円と前年比9.4%の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については次のとおりであります。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。運転資金は自己資金、短期借入金により賄い、成長戦略に沿った設備投資資金は、自己資金、新株予約権付社債により賄っております。

また、当社において子会社の資金を一元管理し、資金効率の向上を図っております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社は兵庫県尼崎市に研究センターを配置しております。研究センターには事業開発本部のイノベーションセンターと知的財産部、ダイソーエンジニアリングの電極事業部開発部、サンヨーファインの研究開発本部が配置されております。

化学を中心とする事業を通じて独創的なものづくりにより、豊かな社会に貢献すべく、各研究開発部門はこれまで培ってきた自主技術の研究開発の伝統をふまえ、独創的新製品・新技術の研究開発と共に、既存製品群の高付加価値化を積極的に展開しております。

当連結会計年度の主な研究開発活動の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお研究開発活動が各セグメント別に関連づけられないものもあるため、セグメント別の研究開発費の金額は記載していません。

基礎化学品

- ・無機、有機および高分子材料の研究と開発

機能化学品

- ・液体クロマトグラフィー用新充填剤の研究と開発
- ・医薬品原薬・中間体の新合成法の研究と開発
- ・各種工業用電極の研究と開発
- ・エポキシ樹脂等の合成樹脂の新グレードと新用途開発
- ・ダップ樹脂等の合成樹脂の新グレードと新用途開発
- ・CASE、MaaS、Society5.0がもたらすモビリティの電動化を支える機能素材の開発
- ・リチウムイオンバッテリーの高容量化・長寿命化・安全性向上に寄与する材料の開発
- ・5G・6Gの次世代通信技術に寄与する材料の開発
- ・医薬品のモダリティ変化に対応したバイオ医薬品の製造および精製技術の開発

住宅設備ほか

- ・住設機材の開発

全社共通

- ・セグメントに属さない研究と開発

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は2,201百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、合理化投資を中心に総額2,388百万円を行いました。

セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

基礎化学品

設備投資金額は、1,504百万円であります。
重要な設備の除却または売却はありません。

機能化学品

設備投資金額は、526百万円であります。
重要な設備の除却または売却はありません。

住宅設備ほか

設備投資金額は、95百万円であります。
重要な設備の除却または売却はありません。

全社共通

設備投資金額は、261百万円であります。
主な投資は、研究開発のための分析機器等の購入であります。重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
小倉工場 (北九州市小倉北区)	基礎化学品	かせいソーダおよび塩素その他 各種の無機製品の製造設備	126	389	4 (44,304)	-	1	522	29
尼崎工場 (兵庫県尼崎市)	基礎化学品 機能化学品	かせいソーダおよび塩素その他 各種の無機製品の製造設備 クロマトグラフィー用シリカゲル 製造設備その他各種の有機製 品の製造設備	1,443	1,548	50 (112,610)	-	13	3,055	120
松山工場 (愛媛県松山市)	基礎化学品 機能化学品	かせいソーダおよび塩素その他 各種の無機製品の製造設備 ダップ樹脂製造設備、その他各 種の有機製品の製造設備	1,368	2,722	158 (179,915)	-	42	4,292	125
水島工場 (岡山県倉敷市)	基礎化学品 機能化学品	無機製品の製造設備 エピクロルヒドリン、アリルク ロライドおよびエピクロルヒド リンゴム等有機製品の製造設備	812	3,588	503 (83,782)	894	12	5,812	107
本社 (大阪市西区)	基礎化学品 機能化学品 住宅設備ほか 全社共通	本社ビル	493	0	912 (643)	-	-	1,405	86

- (注) 1 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2 金額には、消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ダイソーケミカル株式会社	本社 (大阪市西区) 三島流通基地 (愛媛県伊予三島市)	基礎化学品 機能化学品 住宅設備ほか	化学薬品 貯蔵設備ほか	9	90	0 (4)	0	99	67
ダイソーエンジニアリング株式会社	本社 (大阪市西区)	機能化学品 住宅設備ほか	電極ほか	6	206	-	23	236	64
サンヨーファイン株式会社	本社 (大阪市西区) 加古川事業所 (兵庫県加古川市) 福井工場 (福井県坂井市)	機能化学品	医薬品原薬・中 間体製造設備	99	161	210 (9,922)	68	540	96
岡山化成株式会社	水島工場 (岡山県倉敷市)	基礎化学品	かせいソーダお よび塩素その他 各種の無機製品 の製造設備	32	-	318 (62,554)	-	351	21
サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社	本社 (京都府京都市)	機能化学品	カラム・装置等 分析機器の製造	51	42	-	10	104	26

- (注) 1 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品等であります。
2 金額には、消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,731,415	26,731,714	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、 100株である
計	26,731,415	26,731,714	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2017年9月4日決議 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(2017年9月19日発行)		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	8,737	8,736
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,618,769株	2,618,469株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,336.30(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2017年11月1日から 2022年9月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,336.30 資本組入額 1,668.15(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	(注)6	同左
組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,737	8,736

(注)1. 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- 2.(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。）をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- (イ) 時価（本項第(3)号 に定義します。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とします。）の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。

- (ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用します。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）（以下「取得請求権付株式等」といいます。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とし、新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日とします。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用します。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用します。ただし、取得請求権付株式等の発行が当社に対する大規模買付行為の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときには、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の条件でその全てが行使または適用され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の翌日以降これを適用します。

- (ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他当社の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付します。この場合、株式の交付については担保提供制限に係る特約の解除の規定を準用します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称します。）をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

「特別配当」とは、2022年9月14日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含みます。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てます。）に7を乗じた金額とします。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいいます。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。

- (3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用します。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行いません。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとします。

転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

転換価額調整式で使用する「時価」は、（イ）新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(1)号（二）の場合は当該基準日）または（ロ）特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とします。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号または第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。

- (4) 本項第(1)号または第(2)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行います。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除きます。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告します。ただし、本項第(1)号(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。
4. 各本新株予約権の一部については、行使することができません。
5. 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできません。
6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とします。
7. 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限り)は、組織再編行為による繰上償還に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本新株予約権付社債についての社債に係る債務を以下「承継社債」といいます。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となります。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。
- 承継新株予約権の内容は次に定めるところによります。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。
- (ニ) 承継新株予約権付社債の転換価額
承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(1)号乃至第(4)号に準じた調整を行います。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とします。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日(当社が行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使することができません。
- (リ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1.	2,166	111,773,837	0	10,882	0	9,393
2017年4月1日～ 2017年9月30日 (注)1.	2,448,660	114,222,497	560	11,443	560	9,954
2017年10月1日 (注)2.	91,377,998	22,844,499	-	11,443	-	9,954
2017年10月1日～ 2018年3月31日 (注)1.	2,207,933	25,052,432	2,527	13,970	2,527	12,481
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1.	1,038,148	26,090,580	1,180	15,150	1,180	13,661
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1.	640,835	26,731,415	720	15,870	720	14,381

(注)1. 新株予約権付社債における新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2017年10月1日付で株式併合(5株を1株に併合)を実施しました。これにより株式数は91,377,998株減少し、発行済株式総数は22,844,499株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	33	26	156	150	-	3,324	3,689	-
所有株式数 (単元)	-	95,724	2,559	76,185	29,793	-	62,697	266,958	35,615
所有株式数の 割合(%)	-	35.85	0.96	28.54	11.16	-	23.49	100.00	-

(注)1 自己株式3,404,604株のうち34,046単元は「個人その他」の欄に、4株は「単元未満株式の状況」の欄に含めて記載しております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,552	6.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,350	5.79
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	876	3.75
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	822	3.52
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1番地	748	3.21
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	701	3.00
帝人株式会社	大阪市中央区南本町1丁目6番7号	678	2.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	669	2.87
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	637	2.73
ダイソー協栄会	大阪市西区阿波座1丁目12番18号	619	2.65
計	-	8,658	37.11

(注)1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)1,552千株および株式会社日本カストディ銀行(信託口)1,350千株であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式3,404千株(12.73%)があります。

3 2020年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三井住友銀行およびその共同保有者が2020年7月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式数の総数に 対する所有株式数の割 合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	100	0.37
三井住友DS アセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	1,093	4.09
計	-	1,193	4.47

4 2020年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者が2020年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式数の総数に 対する所有株式数の割 合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	805	2.92
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	165	0.61
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	802	3.00
計	-	1,773	6.33

- 5 2021年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が2021年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式数の総数に 対する所有株式数の割 合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	669	2.41
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	811	2.92
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	681	2.46
計	-	2,163	7.79

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,404,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,291,200	232,912	-
単元未満株式	普通株式 35,615	-	-
発行済株式総数	26,731,415	-	-
総株主の議決権	-	232,912	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座 1丁目12番18号	3,404,600	-	3,404,600	12.73
計	-	3,404,600	-	3,404,600	12.73

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2020年8月7日)での決議状況 (取得期間2020年8月11日~2020年12月30日)	500,000	1,000
当事業年度における取得自己株式	407,700	999
残存決議株式の総数及び価額の総額	92,300	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	18.5	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	18.5	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	387	1
当期間における取得自己株式	90	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	6,205	13	-	-
保有自己株式数	3,404,604	13	3,404,694	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数、単元未満株式の買取りおよび買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益配分を重要な責務と考えており、配当については、各期の業績、安定的な配当の継続性、今後の事業展開に向けた内部留保等を総合的に勘案し決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金については、上記方針に基づき1株当たり32.5円としました。

内部留保資金は、企業価値向上のための研究開発や設備投資、M & A等に活用して参ります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月6日 取締役会決議	762	32.50
2021年5月14日 取締役会決議	758	32.50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「独創的な技術と製品により安心で豊かな社会の実現に貢献します」というグループ企業理念のもと、経営の透明性・公平性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを基本方針としております。

企業統治の体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定と執行役員による業務執行を行う一方、適正な監督・監視が可能な経営体制により、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、実効性を高める体制としております。

a．取締役会

取締役会は、2021年6月30日現在において、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成しており、原則として毎月1回開催し、取締役会規則に従い重要事項を付議するとともに、業績の進捗について議論し対策等を検討しております。構成員については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の役員であり、議長は代表取締役社長執行役員 寺田 健志であります。なお、2010年6月29日より、取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度を導入し、取締役会を経営の意思最高決定機能および執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、効率的な企業経営と責任の明確化を図っております。

b．経営会議

取締役の職務執行上重要な事項については、代表取締役の諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される体制となっております。

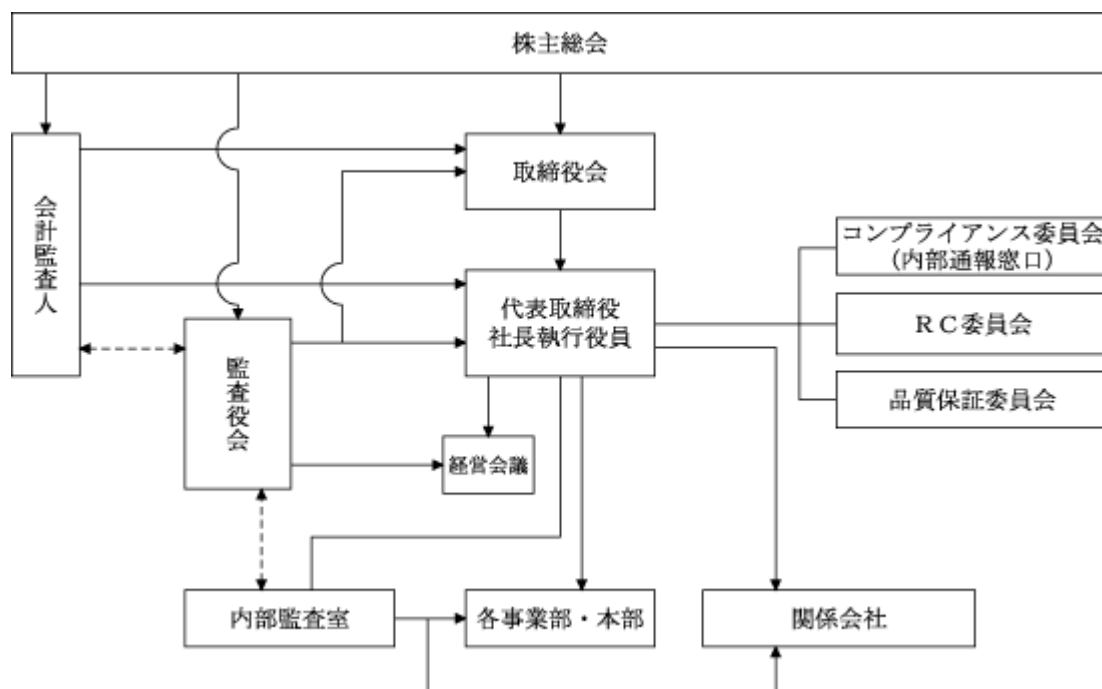
c．監査役会

当社は監査役制度を採用しております。2021年6月30日現在において、監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、取締役会に出席するとともに社内の重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。構成員については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の監査役であり、議長は常勤監査役 瀬川 恭史であります。

(当該体制を採用する理由)

監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定と取締役会の活性化に努めるとともに、企業精神を体系的に整備したコンプライアンス・プログラムに則り、法令遵守、企業倫理に基づいた行動の徹底に取り組んでおります。社外取締役および社外監査役による専門的、客観的、中立的監視も行われており、経営の監視機能の体制が整備されていると判断しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると次のようになります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針として、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、取締役の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規定その他の体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について決議しました。代表取締役をはじめ担当の取締役が、基本方針に従って業務の適正を確保する体制の確立を図っております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社の業務活動に伴い広範囲にわたって発生するリスクに適切に対応するため、危機管理基本規定を定め、リスク管理体制を確立しております。ほかにも危機管理基本規定の関連規定として、RC(レスポンシブル・ケア)委員会規定や危機対応規定などを定め、リスク管理体制の整備については十全を期するべく努めております。また、2005年4月から施行された個人情報保護法の施行に伴い、情報管理委員会を設置し情報管理体制を構築しております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準として、会社法第454条第5項に定める金銭の分配をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針

当社は、第153回定時株主総会において「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しました。その後も当社第156回、第159回および第162回定時株主総会の決議により、それぞれ所要の変更を行った上で、継続しました。（以下、継続後の対応方針を「現プラン」といいます。）

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を確保・向上させるため、現プラン導入以後の法令および金融商品取引所規則の改正、コーポレートガバナンス・コードの趣旨、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、現プランについて慎重に検討してまいりました。その結果、当社第165回定時株主総会において、当社株主総会の決議に基づいて具体的対抗措置の発動ができる場合を定める等、現プランを一部変更の上、継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議しました。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えております。

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっております。また、当社の経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウならびに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠であります。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時的に的確に評価することは、容易でないものと思われれます。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供させていただく必要があると考えております。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えております。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定しております。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討されることにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えております。

以上のような観点から、当社は、2008年6月27日開催の当社第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しました。その後も当社第156回、第159回および第162回定時株主総会の決議により、所要の変更を行った上で、現プランとして継続しました。

そして、今後も、現プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できないので、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会において、当社株主総会の決議に基づいて具体的対抗措置の発動ができる場合を定める等、現プランを一部変更の上、継続しました。

2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して適用されるものとします。

注1：特定株主グループとは、

当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または、

当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとします。）、記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。

(1) 情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 2) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- 3) 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- 4) 大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」といいます。）
- 5) 大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- 6) その他上記4)に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後原則として10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛にご提出いただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、適宜合理的な回答期限を設けた上で（最初に大規模買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社株主のみなさまの判断のために、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

(2) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主のみなさまにおいて、当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる東京高裁四類型もしくは強圧的二段階買付（以下、「濫用的買収」といいます。4.(1)ご参照）に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役、社外監査役等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することとします。また、当社取締役会は、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買収に該当する場合を除きます。）に該当すると判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程するものとします。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の意見を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(4) 株主総会の開催

当社取締役会は、上記(2)において大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程する場合は、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、原則として当該株主検討期間中に当社株主総会を開催するものとします。ただし、事務手続上の理由から60日以内に開催することができない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、直ちに株主検討期間へ移行することとします。当社株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主のみなさまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切に開示します。

当社株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当社株主総会の決議に従うものとします。従って、当社株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動しません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示します。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(6) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)または(4)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けております（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしております。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（強圧的二段階買付）

と定めております

(2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けております。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しております。

5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

(1) 本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従い、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なるため、当社の株主および投資家のみなさまにおいては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主および投資家のみなさまならびにその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時・適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もあります。かかる手続の詳細については、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主のみなさまについては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じないので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2023年6月開催予定の第168回定時株主総会）終結の時までとします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主および投資家のみなさまに対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示します。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は、適時・適切に開示を行っていく予定であります。当社株主および投資家のみなさまにおいても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努めていただくようお願い申し上げます。今後、当社株主および投資家のみなさまに影響を与える具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することとします。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日に公表（2018年6月1日に改訂版公表）した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」およびその他買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

(2) 企業価値および株主共同の利益の向上を目的としていること

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを的確に判断するために必要な時間や情報、当社取締役会による意見や代替案の提示を受ける機会を保障すること等を可能とするものであります。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となるので、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的とするものであります。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認を得て採用しており、また、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしているので、株主のみなさまの意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、上記3.(4)に記載のとおり、当社取締役会は、具体的対抗措置発動の是非について、一定の場合に、当社株主総会において株主のみなさまの意思を確認することとしております。

(4) 取締役会判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置が確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができるとされております。従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、大規模買付者にとって具体的対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないので、十分な合理性を有しているものと考えます。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員	寺田 健志	1965年12月10日生	1988年4月 当社入社 2012年10月 執行役員営業本部化学品事業部長 2014年6月 取締役上席執行役員経営戦略本部長 2014年11月 取締役上席執行役員機能材事業部長 2015年6月 取締役常務執行役員経営戦略本部長 2016年7月 取締役常務執行役員機能材事業部長 2017年6月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	113
取締役 常務執行役員 化学品事業部長	堀 登	1959年2月17日生	1982年4月 野村貿易株式会社入社 2004年9月 当社入社 2010年6月 執行役員 ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長 2014年6月 取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長 2014年10月 取締役上席執行役員化学品事業部長 2016年12月 取締役上席執行役員 ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長 2018年12月 取締役常務執行役員経営戦略本部長 ダイソーケミカル株式会社 代表取締役社長 2021年4月 取締役常務執行役員 化学品事業部長(現任)	(注)3	26
取締役 上席執行役員 ヘルスケア事業部長	古川 喜朗	1958年10月27日生	1987年4月 当社入社 2008年6月 取締役研究開発本部長 2009年4月 取締役ファインケミカル事業部長 2016年4月 執行役員経営戦略本部長 2016年6月 取締役上席執行役員経営戦略本部長 2019年6月 取締役上席執行役員 サンヨーファイン株式会社 代表取締役社長(現任) 2021年4月 取締役上席執行役員 ヘルスケア事業部長(現任)	(注)3	69
取締役 上席執行役員 生産技術本部長	小西 淳夫	1964年10月18日生	1989年4月 当社入社 2014年6月 執行役員生産技術本部長 2015年6月 執行役員 岡山化成株式会社代表取締役社長 2017年4月 執行役員生産技術本部長 2019年6月 取締役上席執行役員 生産技術本部長(現任)	(注)3	20

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	二村 文友	1947年1月9日生	1972年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 2001年6月 同社取締役 2006年4月 同社常務取締役 2006年6月 同社常務執行役員 2007年4月 同社副社長執行役員 2007年6月 同社代表取締役副社長 2009年4月 同社取締役 2009年6月 新日鐵化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長 2013年6月 同社取締役相談役 2014年4月 同社相談役 2015年6月 月島機械株式会社社外取締役 当社取締役（現任）	(注) 3	32
取締役	百嶋 計	1958年12月20日生	1981年4月 大蔵省（現財務省）入省 1999年7月 東京国税局査察部長 2011年7月 国税庁長官官房審議官 2012年7月 名古屋国税局長 2015年4月 独立行政法人造幣局理事長 2018年4月 財務省大臣官房審議官 2019年4月 追手門学院大学経営学部教授（現任） 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年6月 住友理工株式会社社外監査役（現任） 2021年3月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任）	(注) 3	2
取締役	宮田 興子	1951年2月14日生	1975年4月 神戸女子薬科大学（現神戸薬科大学）生物薬品化学（現薬品化学）研究室研究生 2001年4月 神戸薬科大学薬品化学研究室助教授 2007年4月 同大学同研究室准教授 2008年4月 同大学同研究室教授 2016年2月 大阪市立大学大学院理学研究科客員教授（現任） 2016年4月 神戸薬科大学特別教授、学長特命補佐 2019年4月 神戸薬科大学学長、理事（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	瀬川 恭史	1955年1月28日生	1978年4月 当社入社 2007年6月 取締役生産技術本部松山工場長 2008年4月 取締役生産技術本部生産技術部長 2008年11月 取締役ファインケミカル事業部長 2008年12月 取締役ファインケミカル事業部長 サンヨーファイン株式会社 代表取締役社長 2009年6月 常勤監査役（現任）	(注) 4	69

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	藤藪 重紹	1965年1月28日生	1987年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）野田支社長 2016年4月 株式会社大正銀行（現株式会社徳島大正銀行）企画部長 2018年6月 同行執行役員企画部長 2020年1月 株式会社徳島大正銀行 総合企画本部企画部副部長 2020年3月 同行営業本部大阪営業店統括部副部長 2020年6月 当社監査役（現任）	（注）6	2
監査役	森 真二	1946年5月22日生	1974年4月 横浜地方裁判所判事補任官裁判官任官 1984年4月 大分地方・家庭裁判所判事 1986年4月 京都地方・家庭裁判所判事 1989年5月 大阪弁護士会登録 1989年5月 中央総合法律事務所（現 弁護士法人中央総合法律事務所）入所 2006年3月 弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員弁護士（現任） 2010年6月 当社監査役（現任）	（注）5	68
計					403

- （注）1 取締役 二村文友、百嶋計、宮田興子は、社外取締役であります。
- 2 監査役 藤藪重紹、森真二は、社外監査役であります。
- 3 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
- 4 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。
- 5 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。
- 6 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。
- 7 当社では、取締役会の経営に関する意思決定を迅速にするとともに、業務執行責任を明確にし、効率的企業経営を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、うち4名が取締役を兼務しております。

社外取締役および社外監査役

当社は、独立した立場で外部的な視点から当社経営への助言・監査機能を担うことを目的として社外取締役を3名および社外監査役を2名選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役の当社株式の保有状況は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況」に記載のとおりであります。

社外取締役 二村文友氏は、新日鉄住金化学株式会社(現日鉄マテリアル&ケミカル株式会社)の業務執行者(代表取締役社長等)を歴任(2013年6月まで)しており、経営者としての豊富な経験と実業界への幅広い見識を当社の経営に反映してもらうことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、独立性を有する社外取締役として選任しております。なお、同氏が業務執行者であった当該取引先との取引額は、当社の総取引額の0.1%未満であり、当該取引先への依存度はないと判断しております。

社外監査役 百嶋計氏は、東京国税局査察部長、名古屋国税局長、独立行政法人造幣局理事長、財務省大臣官房審議官などを歴任し、税務の専門家として深い見識および豊富な経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、独立性を有する社外取締役として選任しております。また、住友理工株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役 宮田興子氏は、神戸薬科大学特別教授、学長などを歴任し、薬学の専門家としての深い見識および豊富な経験を当社のヘルスケア事業に反映していただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、新たに独立性を有する社外取締役として選任しております。

社外監査役 藤藪 重紹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、当社経営への監督機能を強化できると判断し、独立性を有する社外監査役として選任しております。

社外監査役 森真二氏は、弁護士として企業法務に精通し、財務および会計に関して相当程度の法的知見を有しており、豊富な経験と専門的見地により当社経営への監督機能を強化できると判断し、独立性を有する社外監査役として選任しております。弁護士法人中央総合法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社は顧問契約を締結しております。また、ダイドグループホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

また、当社は社外取締役および社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令によって定められた限度額であります。

当社における社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」という)の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者も含む。以下同様)が次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (3) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（上記4および5を除き重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項のほか、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（以下「業務執行者」という）および過去10年間（ただし、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者。

注2：主要株主とは、直近事業年度末において、総議決権の10%以上の議決権を保有する株主をいいます。主要株主が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいいます。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先または仕入先であつて、その年間取引額が直近事業年度における当社の連結売上高または仕入先の連結売上高の2%を超えるものをいいます。

注4：主要な借入先とは、借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいいます。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとします。

(1) 当該専門家が個人の場合は、過去3事業年度の平均で、当社グループから役員報酬以外に得ている対価が、年間1千万円を超えるとき。

(2) 当該専門家が所属する法人等の団体の場合は、過去3事業年度の平均で、当社グループから得ている対価が、当該団体の年間売上高または総収入金額の2%を超えるとき。

注6：過去3事業年度の平均で、当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者。当該寄付を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係。

注8：近親者とは、配偶者および二親等内の親族。

注9：重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、監査役3名(うち社外監査役2名)が実施しております。監査役は取締役会に出席するとともに社内の重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において当社は監査役会を年13回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
瀬川 恭史	13回	13回
藤藪 重紹	9回	9回
森 真二	13回	13回

(注) 藤藪 重紹の出席回数は、2020年6月26日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査実施計画、監査報告の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

また、常勤監査役の主な活動状況は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門や会計監査人との情報交換、各事業所の業務及び財産の状況調査、子会社からの定期的な報告の確認、会計監査人からの監査結果の報告の確認であります。

内部監査の状況

内部監査は、内部監査室2名(2021年6月30日現在)が担当しております。内部監査室は執行部門から独立した社長直轄の部門であり、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は、会計監査人や内部監査室との関係を密に行うことにより、監査の充実を図っております。

会計監査の状況

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しております。同監査法人は、監査業務は充分な期間をかけて執行されており、当社も監査が行いやすい社内体制を整備しております。会計監査人と監査役会および内部監査室は意見交換を実施し、相互連携を図りながら監査を行っております。当社とEY新日本有限責任監査法人および監査業務に従事する公認会計士との間には、特別な利害関係はありません。

また法律上の問題については、顧問弁護士のアドバイスも適時受けております。

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

52年間

c. 業務を執行した公認会計士

大谷 智英

押谷 崇雄

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、その他10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の独立性、監査品質、専門性、監査報酬水準、職務執行状況等を総合的に勘案し、監査法人を選任しております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会は会計監査人を解任します。

f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は上記の選定方針に基づいて監査法人を評価し、監査法人による監査が適切に行われていることを確認しております。

(監査報酬の内容等)

a . 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	37	4	37	0
連結子会社	-	-	-	-
合計	37	4	37	0

前連結会計年度および、当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、会計事項および情報開示に関する助言・指導等であります。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークファーム (Ernst&Young) に対する報酬の内容 (a . を除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	-	1	-	11
連結子会社	-	4	-	6
合計	-	6	-	17

当社における非監査業務の内容は、M & A アドバイザリー業務および税務関連業務等であります。また、連結子会社の非監査業務の内容は、税務関連業務であります。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の会社規模や業種、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、監査計画における監査体制・監査時間、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

イ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と、単年度業績に連動する業績連動報酬と、中長期のインセンティブとなる株式報酬で構成されております。社外取締役と監査役の報酬については、独立性の観点から固定報酬のみとしております。報酬額の水準については、業績、経営環境、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して設定しております。

固定報酬は、従業員に対する処遇との整合性を考慮しながら、役位に応じた報酬額を設定しております。

業績連動報酬は、当社が会社業績評価に関わる重要な指標と定めている連結営業利益の対前年度比と対予算比を業績連動報酬の指標とし、各役員の個人別の業績達成度を反映しております。業績連動報酬と非業績連動報酬（固定報酬＋株式報酬）の割合は概ね4：6となっており、高い職位ほど業績連動報酬の割合は高くなっております。なお、当事業年度につきましては、連結営業利益の対前年度比と対予算比を業績連動報酬の指標としており、前年度（2019年3月期）の連結営業利益は94.9億円、予算上の連結営業利益（2020年3月期）は連結業績予測で開示した96.0億円に近似したものとなっております。これに対して、連結営業利益の実績（2020年3月期）は97.0億円でありました。

固定報酬と業績連動報酬につきましては、各取締役の報酬額を12等分し、毎年7月から翌年6月まで定期的に支給することとしております。

株式報酬は、株主のみならず株主価値向上とリスクを共有し、株主価値向上および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた報酬額を設定しております。その支給方法につきましては、毎年取締役会の決議により、各取締役（社外取締役を除く。）に金銭報酬債権を支給し、各取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより株式報酬の割当てを受けることとしております。

固定と業績連動を併せた金銭報酬枠は、2006年6月29日開催の第151回定時株主総会決議で、取締役の限度額を年間250百万円以内、監査役の限度額を年間60百万円以内と定めております。（当該株主総会決議時における取締役の員数は14名、監査役の員数は4名であります。）また、株式報酬の報酬枠は、2020年6月26日開催の第165回定時株主総会で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内、株式数の上限を50,000株以内と定めております。（当該株主総会決議時における取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。）

当事業年度におきましては、取締役の報酬について、2020年6月26日開催の取締役会において代表取締役社長寺田 健志氏に取締役の報酬についての具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、同氏が株主総会決議の範囲内において、内規に基づき決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境および経営状況等を最も熟知しており、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長は株主総会決議の範囲内において内規に基づき決定し、かつ、その内容を取締役会に報告することとしており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

一方、監査役の報酬額は、当該限度枠内で、監査役の協議により定めます。

ロ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	119	48	53	9	7	5
監査役 (社外監査役を除く)	17	15	1	0	-	1
社外役員	35	31	2	1	-	5
合計	172	96	57	11	7	11

ハ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、株式を保有することで取引先との関係の維持・強化を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められる場合は、純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）とし、専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当により利益を享受することを目的とする株式の場合は純投資目的の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められる場合において、上場株式を政策的に保有します。但し、保有の意義については適宜見直しを行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められなくなった上場株式については、縮減を進めます。

当社は、毎年一回、取締役会において、政策保有する上場株式について、その銘柄毎に、保有の目的・意義、事業安定性の向上、将来的なビジネスの可能性等の定性的側面と、取引上の利益、資本コスト等を踏まえた定量的側面を総合的に判断した上で保有の適否を検証しております。

2020年12月開催の当社取締役会において、政策保有する上場株式につき、その銘柄毎に、保有の目的・意義、事業安定性の向上、将来的なビジネスの可能性等の定性的側面と、取引上の利益、資本コスト等を踏まえた定量的側面を総合的に判断した上で保有の適否の検証を行いました。その結果、保有する全ての銘柄について保有の合理性があると判断しました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	14	283
非上場株式以外の株式	49	20,440

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	499	取引関係を強化するためです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	175

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
岩谷産業(株)	576,888	576,888	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	3,940	2,082		
小野薬品工業(株)	583,000	583,000	(保有目的) 医薬関連事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	1,684	1,449		
旭化成(株)	1,004,620	1,004,620	(保有目的) 当社グループの複数の事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	1,280	768		
(株)タクマ	533,000	386,400	(保有目的) エンジニアリング事業における当社子会社の取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。 (株式数が増加した理由) エンジニアリング事業における取引関係を強化するためです。	有
	1,277	464		
東亜合成(株)	836,000	836,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	1,085	785		
久光製薬(株)	124,400	124,400	(保有目的) 医薬関連事業における関係先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	896	626		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,480,620	1,480,620	(保有目的) 総合金融取引や海外展開における情報提供などを受けており、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無(注2)
	876	596		
日本化薬(株)	659,947	659,947	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	705	656		
(株)ふくおか フィナンシャル グループ	322,125	322,125	(保有目的) 資金借入取引や地域における情報提供などを受けており、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無(注3)
	676	460		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)山善	376,600	376,600	(保有目的) ライフマテリアル事業における取引先であ り、同社との関係を維持・強化することによ り、当社グループの持続的な成長と中長期 的な企業価値の維持・向上に資すると認め られるためです。	有
	392	339		
荒川化学工業 (株)	210,120	210,120	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同 社との関係を維持・強化することにより、 当社グループの持続的な成長と中長期的な 企業価値の維持・向上に資すると認められ るためです。	有
	277	252		
(株)奥村組	90,200	90,200	(保有目的) 工場設備における取引先であり、同社との 関係を維持・強化することにより、当社グ ループの持続的な成長と中長期的な企業 価値の維持・向上に資すると認められる ためです。	有
	265	202		
ソーダニッカ (株)	448,341	448,341	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同 社との関係を維持・強化することにより、 当社グループの持続的な成長と中長期的な 企業価値の維持・向上に資すると認められ るためです。	有
	257	266		
(株)みずほフィ ナンシャルグ ループ	159,136	1,591,360	(保有目的) 総合金融取引や海外展開における情報提供 などを受けており、同社との関係を維持・ 強化することにより、当社グループの持 続的な成長と中長期的な企業価値の維持・ 向上に資すると認められるためです。	無(注5)
	254	196		
(株)日本触媒	37,800	37,800	(保有目的) 当社グループの複数の事業における取引先 であり、同社との関係を維持・強化する ことにより、当社グループの持続的な成 長と中長期的な企業価値の維持・向上に 資すると認められるためです。	有
	239	187		
大建工業(株)	89,800	89,800	(保有目的) タック化粧板事業における取引先であり、 同社との関係を維持・強化することによ り、当社グループの持続的な成長と中長 期的な企業価値の維持・向上に資すると 認められるためです。	有
	197	152		
(株)銭高組	36,100	36,100	(保有目的) 本社ビル・工場設備における取引先であ り、同社との関係を維持・強化すること により、当社グループの持続的な成長と 中長期的な企業価値の維持・向上に資す ると認められるためです。	有
	186	118		
日亜鋼業(株)	487,000	487,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、 同社との関係を維持・強化することによ り、当社グループの持続的な成長と中長 期的な企業価値の維持・向上に資すると 認められるためです。	有
	160	137		
倉敷紡績(株)	79,700	79,700	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、 同社との関係を維持・強化することによ り、当社グループの持続的な成長と中長 期的な企業価値の維持・向上に資すると 認められるためです。	有
	152	206		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本特殊塗料 (株)	135,000	135,000	(保有目的) 機能化学品事業における当社子会社の取引先 であり、同社との関係を維持・強化すること により、当社グループの持続的な成長と中長 期的な企業価値の維持・向上に資すると認め られるためです。	有
	145	106		
堺化学工業(株)	62,200	62,200	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社 との関係を維持・強化することにより、当社 グループの持続的な成長と中長期的な企業価 値の維持・向上に資すると認められるためで す。	有
	130	111		
月島機械(株)	98,600	98,600	(保有目的) エンジニアリング事業における当社子会社の 取引先であり、同社との関係を維持・強化す ることにより、当社グループの持続的な成長 と中長期的な企業価値の維持・向上に資す ると認められるためです。	有
	126	133		
(株)ダイセル	148,000	148,000	(保有目的) 機能化学品事業・医薬品関連事業における取 引先であり、同社との関係を維持・強化する ことにより、当社グループの持続的な成長と 中長期的な企業価値の維持・向上に資すると 認められるためです。	有
	126	116		
帝人(株)	62,268	62,268	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社 との関係を維持・強化することにより、当社 グループの持続的な成長と中長期的な企業価 値の維持・向上に資すると認められるためで す。	有
	118	113		
ダイソーケミッ クス(株)	106,000	106,000	(保有目的) 基礎化学品事業・機能化学品事業における取 引先であり、同社との関係を維持・強化する ことにより、当社グループの持続的な成長と 中長期的な企業価値の維持・向上に資すると 認められるためです。	有
	116	32		
(株)大阪チタニ ウムテクノロ ジーズ	80,000	80,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社 との関係を維持・強化することにより、当社 グループの持続的な成長と中長期的な企業価 値の維持・向上に資すると認められるためで す。	無
	76	74		
新日本理化(株)	202,000	202,000	(保有目的) 機能化学品事業における当社子会社の取引先 であり、同社との関係を維持・強化すること により、当社グループの持続的な成長と中長 期的な企業価値の維持・向上に資すると認め られるためです。	有
	59	31		
関東電化工業(株)	56,200	56,200	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社 との関係を維持・強化することにより、当社 グループの持続的な成長と中長期的な企業価 値の維持・向上に資すると認められるためで す。	有
	50	43		
王子ホールディ ングス(株)	63,645	63,645	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社 との関係を維持・強化することにより、当社 グループの持続的な成長と中長期的な企業価 値の維持・向上に資すると認められるためで す。	無
	45	36		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
双日(株)	109,990	109,990	(保有目的) 機能化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	34	27		
三京化成(株)	11,550	11,550	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	32	27		
リンテック(株)	12,000	12,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	30	27		
日本製紙(株)	17,696	17,696	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	23	27		
第一生命保険(株)	7,600	7,600	(保有目的) 団体生命保険や年金運用の取引があり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無(注6)
	14	9		
D I C(株)	4,454	4,454	(保有目的) 基礎化学品事業・機能化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	12	10		
北越コーポレーション(株)	23,721	23,721	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	12	9		
マナック(株)	11,500	11,500	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	10	12		
櫻島埠頭(株)	6,000	6,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	有
	10	10		
住友理工(株)	13,339	13,339	(保有目的) 機能化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	9	7		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
星光PMC(株)	10,000	10,000	(保有目的) 基礎化学品事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	8	6		
(株)池田泉州ホールディングス	-	992,851	(保有目的) 資金借入取引や地域における情報提供などを受けており、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無(注7)
	-	161		
石原産業(株)	-	20,000	(保有目的) 医薬関連事業における取引先であり、同社との関係を維持・強化することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められるためです。	無
	-	11		

(注1) 取引関係の維持・強化を主たる保有目的として、個々の保有については多角的に検討しており、具体的な定量数値の開示は困難であります。なお、保有の合理性については、2020年12月開催の当社取締役会において、個別銘柄毎に、保有の目的・意義、事業安定性の向上、将来的なビジネスの可能性等の定性的側面と、取引上の利益、資本コスト等を踏まえた定量的側面を総合的に判断した上で保有の適否を検証しております。

(注2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である株式会社三菱UFJ銀行は当社株式を保有しております。

(注3) 株式会社ふくおかフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である株式会社福岡銀行は当社株式を保有しております。

(注4) SOMPOホールディングス株式会社は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である損害保険ジャパン株式会社は当社株式を保有しております。

(注5) 株式会社みずほフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である株式会社みずほ銀行は当社株式を保有しております。

(注6) 第一生命ホールディングス株式会社は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である第一生命保険株式会社は当社株式を保有しております。

(注7) 株式会社池田泉州ホールディングス株式会社は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である株式会社池田泉州銀行は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	8	1	5

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	0	-	3

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人より監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会へ参加をしております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,099	17,436
受取手形及び売掛金	25,641	26,655
電子記録債権	3,096	3,456
有価証券	14,299	14,499
商品及び製品	6,901	6,581
仕掛品	1,368	1,661
原材料及び貯蔵品	2,268	2,219
その他	1,296	1,435
貸倒引当金	100	69
流動資産合計	69,871	73,876
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,097	17,401
減価償却累計額	10,364	10,904
建物及び構築物(純額)	6,732	6,496
機械装置及び運搬具	² 60,448	² 61,838
減価償却累計額	50,338	52,918
機械装置及び運搬具(純額)	10,110	8,920
土地	2,305	2,305
リース資産	1,026	1,026
減価償却累計額	221	284
リース資産(純額)	805	741
建設仮勘定	1,454	1,707
その他	4,051	4,119
減価償却累計額	3,605	3,753
その他(純額)	445	366
有形固定資産合計	21,853	20,536
無形固定資産		
のれん	681	498
ソフトウェア	231	184
その他	115	99
無形固定資産合計	1,027	782
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 16,803	¹ 22,965
長期貸付金	29	24
繰延税金資産	368	325
その他	903	869
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	18,099	24,178
固定資産合計	40,980	45,496
資産合計	110,851	119,373

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,159	13,046
短期借入金	7,767	7,172
未払法人税等	1,278	1,492
賞与引当金	911	884
その他	3,543	4,223
流動負債合計	26,660	26,818
固定負債		
新株予約権付社債	10,000	8,737
リース債務	1,060	986
繰延税金負債	436	2,463
役員退職慰労引当金	281	-
退職給付に係る負債	3,265	2,705
資産除去債務	24	171
その他	-	257
固定負債合計	15,069	15,322
負債合計	41,730	42,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,870	15,870
資本剰余金	14,387	14,388
利益剰余金	41,870	46,387
自己株式	6,682	7,669
株主資本合計	65,446	68,977
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,177	8,292
繰延ヘッジ損益	8	48
為替換算調整勘定	7	13
退職給付に係る調整累計額	518	80
その他の包括利益累計額合計	3,674	8,247
非支配株主持分	-	7
純資産合計	69,121	77,232
負債純資産合計	110,851	119,373

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	105,477	97,266
売上原価	1 82,941	1 76,282
売上総利益	22,536	20,984
販売費及び一般管理費	2 12,837	2 12,643
営業利益	9,698	8,341
営業外収益		
受取利息	9	16
受取配当金	437	457
持分法による投資利益	33	-
為替差益	-	93
その他	341	143
営業外収益合計	821	711
営業外費用		
支払利息	94	89
持分法による投資損失	-	97
為替差損	75	-
その他	28	28
営業外費用合計	198	214
経常利益	10,321	8,838
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3 0
投資有価証券売却益	178	-
特別利益合計	179	0
特別損失		
固定資産除却損	4 298	4 158
投資有価証券評価損	503	-
関係会社株式評価損	243	-
その他	3	-
特別損失合計	1,049	158
税金等調整前当期純利益	9,450	8,680
法人税、住民税及び事業税	2,741	2,585
法人税等調整額	202	44
法人税等合計	2,944	2,630
当期純利益	6,506	6,050
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	0
親会社株主に帰属する当期純利益	6,506	6,050

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	6,506	6,050
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,603	4,113
繰延ヘッジ損益	6	40
為替換算調整勘定	4	22
退職給付に係る調整額	190	437
持分法適用会社に対する持分相当額	0	2
その他の包括利益合計	1,792	4,572
包括利益	4,714	10,622
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,714	10,623
非支配株主に係る包括利益	-	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,150	13,667	36,942	6,679	59,080
当期変動額					
新株の発行	720	720			1,441
剰余金の配当			1,579		1,579
親会社株主に帰属 する当期純利益			6,506		6,506
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分				-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	720	720	4,927	3	6,365
当期末残高	15,870	14,387	41,870	6,682	65,446

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,781	1	11	327	5,467	64,548
当期変動額						
新株の発行						1,441
剰余金の配当						1,579
親会社株主に帰属 する当期純利益						6,506
自己株式の取得						3
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,603	6	4	190	1,792	1,792
当期変動額合計	1,603	6	4	190	1,792	4,573
当期末残高	4,177	8	7	518	3,674	69,121

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,870	14,387	41,870	6,682	65,446
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			1,533		1,533
親会社株主に帰属する当期純利益			6,050		6,050
自己株式の取得				1,000	1,000
自己株式の処分		1		13	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		1	4,517	987	3,531
当期末残高	15,870	14,388	46,387	7,669	68,977

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,177	8	7	518	3,674	-	69,121
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							1,533
親会社株主に帰属する当期純利益							6,050
自己株式の取得							1,000
自己株式の処分							14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,114	40	20	437	4,572	7	4,580
当期変動額合計	4,114	40	20	437	4,572	7	8,111
当期末残高	8,292	48	13	80	8,247	7	77,232

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,450	8,680
減価償却費	3,626	3,894
のれん償却額	182	182
貸倒引当金の増減額(は減少)	39	31
賞与引当金の増減額(は減少)	22	27
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	256	560
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	369	281
受取利息及び受取配当金	446	474
支払利息	94	89
為替差損益(は益)	37	15
固定資産除却損	298	158
固定資産売却損益(は益)	2	0
補助金収入	144	-
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	178	-
関係会社株式評価損	243	-
売上債権の増減額(は増加)	4,027	1,374
たな卸資産の増減額(は増加)	13	71
仕入債務の増減額(は減少)	2,423	114
未払消費税等の増減額(は減少)	342	65
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	503	-
持分法による投資損益(は益)	33	97
その他	909	1,082
小計	13,847	11,312
利息及び配当金の受取額	458	484
利息の支払額	100	89
法人税等の支払額	3,868	2,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,336	9,347

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,474	1,772
有形固定資産の売却による収入	17	0
無形固定資産の取得による支出	33	58
有価証券の取得による支出	500	-
有価証券の償還による収入	-	500
投資有価証券の取得による支出	320	516
投資有価証券の売却による収入	301	177
補助金の受取額	144	-
その他	226	181
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,092	1,850
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	595
新株予約権付社債の償還による支出	23	1,263
自己株式の取得による支出	3	1,002
配当金の支払額	1,579	1,533
その他	71	69
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,677	4,464
現金及び現金同等物に係る換算差額	43	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,523	3,036
現金及び現金同等物の期首残高	24,376	28,899
現金及び現金同等物の期末残高	1 28,899	1 31,936

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

15社

連結子会社の名称

ダイソーケミカル株式会社
ダイソーエンジニアリング株式会社
サンヨーファイン株式会社
株式会社ジェイ・エム・アール
D S ロジスティクス株式会社
岡山化成株式会社
サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社
ダイソーインシュアランス株式会社
三耀精細化工品銷售(北京)有限公司
DAISO Fine Chem USA, Inc.
DAISO Fine Chem GmbH
大曹化工貿易(上海)有限公司
台灣大曹化工股份有限公司
DAISO CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.
DestinHaus Capital Fund 1 LP

ダイソーインシュアランス株式会社は、当連結会計年度中に営業を開始したことにより連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

D S ウェルフーズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の適用範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

2社

持分法適用関連会社の名称

日東化工株式会社、株式会社I N B プランニング

当連結会計年度中に持分法非適用関連会社であった株式会社I N B プランニングは重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

D S ウェルフーズ株式会社、ほか1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三耀精細化工品銷售(北京)有限公司、DAISO Fine Chem USA, Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、大曹化工貿易(上海)有限公司、台灣大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.およびDestinHaus Capital Fund 1 LPの決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については主として、下記のとおりとなっております。

建物：3～50年

機械装置：4～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

当社は、2020年6月26日開催の第165期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止にともなう退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。また、連結子会社においても臨時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給を決議いたしました。これにともない、当社及び連結子会社の「役員退職慰労引当金」の全額を取り崩し、打切り支給額の未払分を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、20年以内で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 325百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,878百万円です。)

2. 会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。課税所得の見積りは事業計画を基礎としています。

(2) 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は想定為替レート、ナフサ価格、製品の販売数量、製品の販売価格です。新型コロナウイルス感染症の影響は翌連結会計年度の一定期間にわたり継続すると仮定しています。このような仮定を置いて、将来の課税所得を検討し、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって会計上の見積りを実施しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売数量及び販売価格は、見積りの不確実性が高く、販売数量及び販売価格が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。従って、製品の販売数量及び販売価格が大幅に減少した場合には、将来の課税所得の見積額が減少することにより、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別します。

ステップ2: 契約における履行義務を識別します。

ステップ3: 取引価格を算定します。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分します。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識します。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

従来の基準において総額で売上高を表示していた取引の一部が純額で表示されること等が見込まれております。なお、翌事業年度の利益剰余金の期首残高への影響については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」といいます。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成中において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」および「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示しておりました「受取保険金」83百万円および「補助金収入」144百万円、「その他」114百万円は、「その他」341百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「災害損失」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示しておりました「災害損失」150百万円および「その他」12百万円は、「その他」28百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,266百万円	1,160百万円

2 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	1,580百万円	1,580百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	355百万円	258百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
なお、研究開発費は、販売費及び一般管理費のみであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売運賃及び諸掛	4,955百万円	5,079百万円
給料・賞与	2,630百万円	2,598百万円
賞与引当金繰入額	345百万円	342百万円
退職給付費用	129百万円	134百万円
役員退職慰労引当金繰入額	91百万円	19百万円
貸倒引当金繰入額	39百万円	31百万円
減価償却費	189百万円	188百万円
のれん償却額	182百万円	182百万円
研究開発費	2,187百万円	2,201百万円

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円

- 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	- 百万円	1百万円
構築物	- 百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	4百万円	14百万円
工具器具備品	- 百万円	0百万円
撤去費	291百万円	141百万円
その他	2百万円	- 百万円
計	298百万円	158百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,535	5,929
組替調整額	225	0
税効果調整前	2,309	5,929
税効果額	706	1,815
その他有価証券評価差額金	1,603	4,113
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	9	58
組替調整額	-	-
税効果調整前	9	58
税効果額	2	18
繰延ヘッジ損益	6	40
為替換算調整勘定		
当期発生額	4	22
為替換算調整勘定	4	22
退職給付に係る調整額		
当期発生額	325	574
組替調整額	51	56
税効果調整前	274	630
税効果額	83	192
退職給付に係る調整額	190	437
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	2
その他の包括利益合計	1,792	4,572

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	26,090	640	-	26,731

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 640千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	3,001	1	-	3,002

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式処分 - 株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(2014年7月22日発行)	普通株式	644	6	650	-	(注)
提出会社	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(2017年9月19日発行)	普通株式	2,930	33	-	2,964	(注)
合計			3,575	40	650	2,964	-

(注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(目的となる株式の数の変動事由の概要)

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものであります。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の権利行使ならびに社債の満期償還によるものであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日取締役会	普通株式	808	35.00	2019年3月31日	2019年6月11日
2019年11月6日取締役会	普通株式	771	32.50	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月11日取締役会	普通株式	利益剰余金	771	32.50	2020年3月31日	2020年6月10日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	26,731	-	-	26,731

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 - 千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	3,002	408	6	3,404

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2020年8月7日の取締役会決議による自己株式の取得 407千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬に係る自己株式処分 6千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(2017年9月19日発行)	普通株式	2,964	32	378	2,618	(注)
合計			2,964	32	378	2,618	-

(注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(目的となる株式の数の変動事由の概要)

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものであります。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、社債の期中償還によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月11日 取締役会	普通株式	771	32.50	2020年3月31日	2020年6月10日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	762	32.50	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	758	32.50	2021年3月31日	2021年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	15,099百万円	17,436百万円
有価証券勘定	14,299百万円	14,499百万円
償還期間が3ヶ月を超える有価証券	500百万円	-百万円
現金及び現金同等物	28,899百万円	31,936百万円

- 2 重要な非資金取引の内容
新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	720百万円	-百万円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	720百万円	-百万円
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	1,441百万円	-百万円

(リース取引関係)

- 1 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、水島工場におけるRPFボイラー設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	9	9
1年超	9	-
合計	19	9

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、主に銀行借入や社債発行に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用しており、実需にともなう取引に限定して実施することとし、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に債券および上場株式であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入にともなう外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。

借入金及び新株予約権付社債は、主に運転資金と設備投資資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規定で規定した与信管理基準に沿って、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理し、リスク低減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクに対して為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、為替予約取引を利用しております。デリバティブ取引については、取締役会で承認可決された取引のみを行い、実行および管理については、職務権限規定に基づき、担当取締役の認可を得て管理部が行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を十分に確保し維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,099	15,099	-
(2) 受取手形及び売掛金	25,641	25,641	-
(3) 電子記録債権	3,096	3,096	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	515	15
その他有価証券	29,052	29,052	-
関連会社株式	1,011	510	501
資産計	74,401	73,915	486
(1) 支払手形及び買掛金	13,159	13,159	-
(2) 短期借入金	7,767	7,767	-
(3) 新株予約権付社債	10,000	9,980	20
負債計	30,926	30,906	20
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	11	11	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,436	17,436	-
(2) 受取手形及び売掛金	26,655	26,655	-
(3) 電子記録債権	3,456	3,456	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	514	14
その他の有価証券	35,520	35,520	-
関連会社株式	890	529	361
資産計	84,460	84,113	346
(1) 支払手形及び買掛金	13,046	13,046	-
(2) 短期借入金	7,172	7,172	-
(3) 新株予約権付社債	8,737	8,824	87
負債計	28,955	29,042	87
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	70	70	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式および債券は取引所の価格によっております。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価は、取引所の価格によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
子会社株式	41	40
関連会社株式	213	229
非上場株式	284	283
合計	539	553

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,099	-	-	-
受取手形及び売掛金	25,641	-	-	-
電子記録債権	3,096	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	500	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債権	13,500	-	-	-
その他	800	-	-	-
合計	58,137	500	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,436	-	-	-
受取手形及び売掛金	26,655	-	-	-
電子記録債権	3,456	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	500	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債権	14,500	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	62,048	500	-	-

(注4) 社債、短期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
短期借入金	7,767	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	10,000	-	-
合計	7,767	-	10,000	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
短期借入金	7,172	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	8,737	-	-	-
合計	7,172	8,737	-	-	-

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	500	515	15
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	-	-	-
合計	500	515	15

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	500	514	14
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	-	-	-
合計	500	514	14

2 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	12,535	5,951	6,584
小計	12,535	5,951	6,584
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	2,217	2,767	550
債券	13,499	13,499	-
その他	800	800	-
小計	16,516	17,066	550
合計	29,052	23,018	6,034

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額284百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表のその他有価証券には含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	20,724	8,650	12,073
小計	20,724	8,650	12,073
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	296	406	109
債券	14,499	14,499	-
その他	-	-	-
小計	14,796	14,906	109
合計	35,520	23,556	11,963

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額283百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表のその他有価証券には含めておりません。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	301	178	-
合計	301	178	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	184	6	-
合計	184	6	-

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について746百万円(投資有価証券503百万円、関連会社株式243百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金 (予定取引)	904	-	11	取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金 (予定取引)	1,257	-	71	取引先金融機関から提示された価格によっております。
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金 (予定取引)	36	-	0	取引先金融機関から提示された価格によっております。
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 人民元	売掛金 (予定取引)	10	-	0	取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度としての規約型企業年金制度、退職一時金制度および確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の連結子会社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。

連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除きます。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,777	6,885
勤務費用	351	353
利息費用	6	6
数理計算上の差異の発生額	37	10
退職給付の支払額	287	209
退職給付債務の期末残高	6,885	7,025

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除きます。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	4,063	3,918
期待運用収益	127	103
数理計算上の差異の発生額	287	563
事業主からの拠出額	178	180
退職給付の支払額	164	132
年金資産の期末残高	3,918	4,633

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	296	298
退職給付費用	66	55
退職給付の支払額	59	36
制度への拠出額	4	4
その他	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	298	313

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,970	7,118
年金資産	3,987	4,693
	2,983	2,424
非積立型制度の退職給付債務	282	280
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,265	2,705
退職給付に係る負債	3,265	2,705
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,265	2,705

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	351	353
利息費用	6	6
期待運用収益	127	103
数理計算上の差異の費用処理額	51	56
簡便法で計算した退職給付費用	66	55
確定給付制度に係る退職給付費用	347	368

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	274	630

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	746	115

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	34%	40%
債券	35%	33%
一般勘定	28%	24%
その他	4%	3%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	3.1%	2.6%
予想昇給率	3.9%	4.1%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度50百万円、当連結会計年度53百万円です。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	283百万円	275百万円
たな卸資産評価損	273百万円	168百万円
未払事業税	110百万円	125百万円
減価償却の償却超過額	45百万円	75百万円
退職給付に係る負債	1,029百万円	855百万円
役員退職慰労引当金	85百万円	- 百万円
長期未払金	- 百万円	80百万円
貸倒引当金	32百万円	23百万円
その他	454百万円	530百万円
繰延税金資産小計	2,314百万円	2,133百万円
評価性引当額	262百万円	254百万円
繰延税金資産合計	2,051百万円	1,878百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	252百万円	247百万円
その他有価証券評価差額金	1,855百万円	3,671百万円
その他	11百万円	99百万円
繰延税金負債合計	2,119百万円	4,017百万円
繰延税金負債の純額	67百万円	2,138百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製造・サービスの汎用性および市場の類似性に基づいて、製品・サービス別に事業を区分し、事業活動を展開しており、「基礎化学品」、「機能化学品」、「住宅設備ほか」の3つを報告セグメントとしております。

「基礎化学品」は、クロール・アルカリ製品、エピクロルヒドリン、アリルクロライド等の生産・販売を行っております。

「機能化学品」は、アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、医薬品精製材料、医薬品原薬・中間体、電極等の生産・販売を行っております。

「住宅設備ほか」は、ダップ加工材、住宅関連製品の生産・販売、化学プラント・環境保全設備の建設等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	48,263	41,639	15,574	105,477	-	105,477
セグメント間の内部 売上高又は振替高	21	96	716	835	835	-
計	48,285	41,735	16,291	106,312	835	105,477
セグメント利益	4,854	5,537	475	10,867	1,168	9,698
セグメント資産	37,737	35,119	5,479	78,336	32,514	110,851
その他の項目						
減価償却費	2,025	1,196	58	3,279	347	3,626
のれんの償却額	4	56	-	61	121	182
持分法適用会社への 投資額	-	1,011	-	1,011	-	1,011
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,599	2,000	106	3,706	134	3,840

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,168百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額32,514百万円のうち、主なものは各報告セグメントに配分していない全社資産32,641百万円であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門、研究開発部門等に係る資産であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額134百万円は、管理部門、研究開発部門等の設備投資額であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	42,416	40,744	14,106	97,266	-	97,266
セグメント間の内部 売上高又は振替高	28	153	654	836	836	-
計	42,445	40,897	14,760	98,103	836	97,266
セグメント利益	3,555	5,780	254	9,590	1,249	8,341
セグメント資産	39,739	37,498	6,955	84,193	35,180	119,373
その他の項目						
減価償却費	2,266	1,199	65	3,531	363	3,894
のれんの償却額	4	56	-	61	121	182
持分法適用会社への 投資額	-	1,118	-	1,118	-	1,118
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,504	526	95	2,126	261	2,388

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,249百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整35,180百万円のうち、主なものは各報告セグメントに配分していない全社資産35,283百万円であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）および管理部門、研究開発部門等に係る資産であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額261百万円は、管理部門、研究開発部門等の設備投資額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	欧州	その他の地域	合計
78,161	19,845	5,296	2,174	105,477

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社山善	10,567	住宅設備ほか

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	欧州	その他の地域	合計
70,742	19,119	4,396	3,009	97,266

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度における外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	計	全社・消去	合計
(のれん)						
当期償却額	4	56	-	61	121	182
当期末残高	9	387	-	396	284	681

(注) 全社・消去の金額は、事業セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	計	全社・消去	合計
(のれん)						
当期償却額	4	56	-	61	121	182
当期末残高	4	330	-	335	162	498

(注) 全社・消去の金額は、事業セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1株当たり純資産額	2,912.98円	3,310.56円
1株当たり当期純利益金額	276.14円	257.37円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	244.16円	230.23円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,506	6,050
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,506	6,050
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,563	23,510
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,086	2,771
(うち新株予約権)(千株)	(-)	(-)
(うち新株予約権付社債)(千株)	(3,086)	(2,771)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (2021年 3月 31日)
純資産の部の合計額(百万円)	69,121	77,232
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	7
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	69,121	77,224
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(千株)	23,728	23,326

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	第6回無担保 転換社債型 新株予約権付社債	2017年 9月19日	10,000	8,737	-	無担保社債	2022年 9月19日
合計	-	-	10,000	8,737	-	-	-

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (百万円)	新株予約権の行使 により発行した株 式の発行価額の総 額(百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権の 行使期間	代用払込に 関する事項
(株)大阪ソーダ 普通株式	無償	3,336.3	8,737	-	100	自 2017年 11月1日 至 2022年 9月14日	(注)

(注) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とします。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	8,737	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,767	7,172	0.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	69	73	5.7	-
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	1,060	986	5.7	2022年4月30日 から 2031年12月31日
その他有利子負債 営業保証金	583	598	0.0	-
合計	9,480	8,830	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	77	82	87	92

3 その他有利子負債の営業保証金については、返済期限を定めていないため、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	23,257	45,178	72,327	97,266
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,123	3,606	6,388	8,680
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,470	2,474	4,355	6,050
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	61.96	104.60	184.81	257.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	61.96	42.54	80.44	72.70

訴訟

当社は、当連結会計年度末現在において、国および当社を含む企業40数社を被告として、いずれも建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者など合計51名の原告から、国に対しては国家賠償法に定める国家賠償責任に基づき、企業に対しては民法に定める不法行為責任または製造物責任法に定める製造物責任に基づき、総額17億円の損害賠償を求める訴訟の提起を受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,473	15,234
受取手形	1 2,572	1 2,154
電子記録債権	2,370	2,574
売掛金	1 13,971	1 14,901
有価証券	14,299	14,499
商品及び製品	5,514	5,193
仕掛品	620	565
原材料及び貯蔵品	997	1,200
前払費用	209	158
立替金	1 1,565	1 1,399
その他	1 427	1 462
貸倒引当金	99	68
流動資産合計	55,921	58,275
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,256	5,058
構築物	1,272	1,251
機械及び装置	2 9,724	2 8,435
工具、器具及び備品	309	240
土地	1,789	1,789
リース資産	972	894
建設仮勘定	1,389	1,652
その他	30	24
有形固定資産合計	20,744	19,346
無形固定資産		
ソフトウェア	217	167
ソフトウェア仮勘定	-	2
その他	11	10
無形固定資産合計	228	179
投資その他の資産		
投資有価証券	15,012	21,232
関係会社株式	6,040	6,121
関係会社出資金	25	25
その他	890	850
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	21,965	28,227
固定資産合計	42,938	47,753
資産合計	98,860	106,028

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	296	316
買掛金	1 8,616	1 8,502
短期借入金	7,767	7,172
未払金	1 2,178	1 2,684
未払費用	1 968	1 1,047
賞与引当金	663	633
未払法人税等	967	1,168
預り金	446	454
その他	73	123
流動負債合計	21,979	22,104
固定負債		
新株予約権付社債	10,000	8,737
リース債務	1,060	986
繰延税金負債	656	2,493
退職給付引当金	2,220	2,276
役員退職慰労引当金	259	-
その他	-	397
固定負債合計	14,197	14,891
負債合計	36,177	36,995
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,870	15,870
資本剰余金		
資本準備金	14,381	14,381
その他資本剰余金	6	7
資本剰余金合計	14,387	14,388
利益剰余金		
利益準備金	1,202	1,202
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	572	560
別途積立金	5,114	5,114
繰越利益剰余金	28,172	31,391
利益剰余金合計	35,062	38,268
自己株式	6,682	7,669
株主資本合計	58,638	60,858
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,037	8,128
繰延ヘッジ損益	7	46
評価・換算差額等合計	4,045	8,174
純資産合計	62,683	69,033
負債純資産合計	98,860	106,028

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	71,150	65,039
売上原価	53,056	48,601
売上総利益	18,094	16,437
販売費及び一般管理費	19,615	19,408
営業利益	8,479	7,029
営業外収益		
受取利息及び配当金	469	485
為替差益	-	86
その他	741	506
営業外収益合計	1,211	1,078
営業外費用		
支払利息	106	104
為替差損	72	-
その他	615	601
営業外費用合計	794	706
経常利益	8,895	7,401
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	178	-
特別利益合計	179	-
特別損失		
固定資産売却損	3	-
固定資産除却損	194	156
投資有価証券評価損	499	-
関係会社株式評価損	243	437
その他	0	-
特別損失合計	940	593
税引前当期純利益	8,134	6,807
法人税、住民税及び事業税	2,217	2,052
法人税等調整額	234	16
法人税等合計	2,451	2,068
当期純利益	5,682	4,739

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,150	13,661	6	13,667
当期変動額				
新株の発行	720	720		720
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の 取崩				
固定資産圧縮積立金の 積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	720	720	-	720
当期末残高	15,870	14,381	6	14,387

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
固定資産圧縮 積立金		別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,202	474	5,114	24,167	30,959	6,679	53,097	
当期変動額								
新株の発行							1,441	
剰余金の配当				1,579	1,579		1,579	
当期純利益				5,682	5,682		5,682	
固定資産圧縮積立金の 取崩		2		2	-		-	
固定資産圧縮積立金の 積立		99		99	-		-	
自己株式の取得						3	3	
自己株式の処分						-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	97	-	4,005	4,102	3	5,540	
当期末残高	1,202	572	5,114	28,172	35,062	6,682	58,638	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	5,647	1	5,648	58,746
当期変動額				
新株の発行				1,441
剰余金の配当				1,579
当期純利益				5,682
固定資産圧縮積立金の 取崩				-
固定資産圧縮積立金の 積立				-
自己株式の取得				3
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,609	5	1,603	1,603
当期変動額合計	1,609	5	1,603	3,937
当期末残高	4,037	7	4,045	62,683

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,870	14,381	6	14,387
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の 取崩				
固定資産圧縮積立金の 積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	1	1
当期末残高	15,870	14,381	7	14,388

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金					
		固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,202	572	5,114	28,172	35,062	6,682	58,638
当期変動額							
新株の発行							-
剰余金の配当				1,533	1,533		1,533
当期純利益				4,739	4,739		4,739
固定資産圧縮積立金の 取崩		12		12	-		-
固定資産圧縮積立金の 積立		-		-	-		-
自己株式の取得						1,000	1,000
自己株式の処分						13	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	12	-	3,218	3,206	987	2,220
当期末残高	1,202	560	5,114	31,391	38,268	7,669	60,858

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	4,037	7	4,045	62,683
当期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				1,533
当期純利益				4,739
固定資産圧縮積立金の 取崩				-
固定資産圧縮積立金の 積立				-
自己株式の取得				1,000
自己株式の処分				14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,090	38	4,129	4,129
当期変動額合計	4,090	38	4,129	6,349
当期末残高	8,128	46	8,174	69,033

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製 品・仕 掛 品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品・原材料・貯蔵品・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建物 : 3~50年

機械及び装置 : 4~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

当社は、2020年6月26日開催の第165期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止にともなう退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。これにともない、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打切り支給額の未払分を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（純額） - 百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は1,358百万円です。）

2. 会計上の見積りの内容に関する情報

「連結財務諸表（重要な会計上の見積り）2. 会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示しておりました「補助金収入」144百万円、「その他」597百万円は、「その他」741百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	3,125百万円	2,928百万円
短期金銭債務	2,668百万円	2,832百万円

2 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
機械及び装置	1,580百万円	1,580百万円

3 偶発債務

仕入債務に対する保証債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ダイソーケミカル株式会社	2,382百万円	2,064百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用は、前事業年度はおよそ54%、当事業年度はおよそ55%であり、一般管理費に属する費用は、前事業年度はおよそ46%、当事業年度はおよそ45%であります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売運賃及び諸掛	4,674百万円	4,664百万円
給料・賞与	1,232百万円	1,216百万円
賞与引当金繰入額	198百万円	186百万円
退職給付費用	72百万円	82百万円
役員退職慰労引当金繰入額	87百万円	15百万円
貸倒引当金繰入額	39百万円	31百万円
減価償却費	154百万円	152百万円
研究開発費	1,756百万円	1,783百万円

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引(収入分)	9,296百万円	9,009百万円
営業取引(支出分)	12,026百万円	11,711百万円
営業取引以外の取引	462百万円	434百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連株式会社

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	966	510	456
計	966	510	456

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	529	529	-
計	529	529	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	4,859	5,378
関連会社株式	213	213
計	5,073	5,592

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	202百万円	193百万円
たな卸資産評価損	205百万円	111百万円
未払事業税	78百万円	88百万円
減価償却の償却超過額	41百万円	72百万円
退職給付引当金	679百万円	696百万円
役員退職慰労引当金	79百万円	- 百万円
長期未払金	- 百万円	77百万円
貸倒引当金	30百万円	20百万円
その他	304百万円	467百万円
繰延税金資産小計	1,621百万円	1,728百万円
評価性引当額	245百万円	370百万円
繰延税金資産合計	1,376百万円	1,358百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	252百万円	247百万円
その他有価証券評価差額金	1,780百万円	3,584百万円
その他	- 百万円	20百万円
繰延税金負債合計	2,032百万円	3,851百万円
繰延税金負債の純額	656百万円	2,493百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 会社分割(簡易吸収分割)

当社は、2021年4月19日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として、当社の建材及び生活関連商品に係る事業(以下、本事業)を会社分割の方法により、100%子会社であるダイソーケミカル株式会社(以下、ダイソーケミカル)が承継すること(以下、本会社分割)に関する分割契約書の締結を決議しました。

(1)本会社分割の目的

当社は、化学品メーカーとしての特徴を活かした各種建材および建材から派生した生活関連商品に係る事業を行ってまいりました。今般、当社グループの商社部門であるダイソーケミカルへ本事業を集約することが当社グループ全体の企業価値向上につながると判断し、本会社分割を決議いたしました。

今後、ダイソーケミカルにおいて本事業の体制を強化し、お取引先様への更なる付加価値の提供とともに、当社グループの更なる収益の拡大を目指します。

(2)本会社分割の要旨

本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日	2021年4月19日
吸収分割契約締結日	2021年4月19日
吸収分割予定日(効力発生日)	2021年7月1日(予定)

本会社分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社株主総会の決議による承認を得ずに行います。

会社分割の方式

当社を分割会社とし、ダイソーケミカルを承継会社とする吸収分割となります。

会社分割に係る割当の内容

本会社分割は、当社と当社100%子会社との間で行われるため、ダイソーケミカルから当社への株式の割当てその他の対価の交付はありません。

(3)分割する部門の概要

分割する部門の事業内容

当社の建材及び生活関連商品に係る事業

分割する部門の経営成績(2021年3月期)

売上高 11,659百万円

分割する資産、負債の項目及び金額(帳簿価額)

資産 2,378百万円

負債 - 百万円

(注)上記金額は、2021年3月31日時点の貸借対照表を基に算出したものであり、実際に分割する資産・負債の金額は、効力発生日までの間に生じた増減を加除した金額となります。

(4)会計処理の概要

本会社分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

2. 吸収合併（簡易合併）

当社は、2021年4月19日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社（100%子会社）である岡山化成株式会社（以下、岡山化成）を吸収合併（以下、本合併）することを決議しました。

(1) 本合併の目的

岡山化成は、1968年に設立して以降、クロール・アルカリなどの無機工業薬品の製造子会社として事業を行ってまいりました。今般、無機工業薬品の製造を当社に集約することが当社グループ全体の企業価値向上につながると判断し、本合併を決議いたしました。今後、岡山化成は当社岡山工場となり、水島工場とともに経営資源の一体化を図るとともに、工場一体運営による事業管理及び生産効率化を目指します。

(2) 本合併の要旨

本合併の日程

合併契約承認取締役会決議日	2021年4月19日
合併契約締結日	2021年4月19日
合併予定日（効力発生日）	2021年7月1日（予定）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併および同法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、いずれも株主総会の決議による承認を得ずに行います。

合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、岡山化成は解散いたします。

合併に係る割当の内容

本合併は、当社と当社100%子会社との合併であるため、株式の割当てその他の対価の交付はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の経営成績及び財政状態

売上高	7,536百万円
資産	1,325百万円
負債	1,047百万円
純資産	277百万円

2021年3月期の経営成績及び財政状態

(4) 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	5,256	149	-	347	5,058	6,230
	構築物	1,272	153	0	174	1,251	3,604
	機械及び装置	9,724	1,527	12	3,001	8,435	51,509
	工具、器具及び備品	309	42	0	111	240	3,075
	土地	1,789	-	-	-	1,789	-
	リース資産	972	-	-	77	894	337
	建設仮勘定	1,389	2,137	1,873	-	1,652	-
	その他	30	-	0	6	24	75
	計	20,744	4,010	1,886	3,719	19,346	64,832
無形 固定資産	ソフトウェア	217	48	-	98	167	1,791
	ソフトウェア仮勘定	-	2	-	-	2	-
	その他	11	1	-	2	10	458
	計	228	52	-	101	179	2,250

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	102	1	32	71
賞与引当金	663	633	663	633
役員退職慰労引当金	259	15	274	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

連結財務諸表等の「その他」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として株主名簿管理人が別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.osaka-soda.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|---------------------------|--|---|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及び
その添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第165期) | 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 | 2020年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 内部統制報告書及び
その添付書類 | | | 2020年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 四半期報告書及び確認書 | (第166期
第1四半期) | 自 2020年4月1日
至 2020年6月30日 | 2020年8月11日
関東財務局長に提出。 |
| (4) | 四半期報告書及び確認書 | (第166期
第2四半期) | 自 2020年7月1日
至 2020年9月30日 | 2020年11月9日
関東財務局長に提出。 |
| (5) | 四半期報告書及び確認書 | (第166期
第3四半期) | 自 2020年10月1日
至 2020年12月31日 | 2021年2月8日
関東財務局長に提出。 |
| (6) | 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 | | 2020年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (7) | 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書 | | 2021年4月19日
関東財務局長に提出。 |
| (8) | 自己株券買付状況報告書 | | 2020年9月8日、2020年10月7日、2020年11月6日、
2020年12月7日、2021年1月14日 | 関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

株式会社大阪ソーダ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 智 英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪ソーダの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

緑延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社大阪ソーダの当連結会計年度末の連結貸借対照表において、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で「繰延税金資産」325百万円が計上されている。(税効果会計関係)注記に記載されているとおり、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産の金額は1,878百万円であり、株式会社大阪ソーダにおける計上額がその多くを占めている。</p> <p>会社は、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しており、将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としている。その主要な仮定は、想定為替レート、ナフサ価格、製品の販売数量、製品の販売価格である。なお、会社は当該主要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社大阪ソーダの繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異について、将来の課税所得の見積りに基づく解消見込年度のスケジュールリングを検討した。 ・将来の課税所得の見積りと適切な承認を得た事業計画等の業績予測との整合性を検討するとともに、過年度の課税所得の見積りと実績との比較等による将来の課税所得の実現可能性を評価した。 ・事業計画等の業績予測に含まれる主要な仮定である想定為替レート、ナフサ価格、製品の販売数量、製品の販売価格について経営者に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析をした結果との比較を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大阪ソーダの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大阪ソーダが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

株式会社大阪ソーダ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 智 英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大阪ソーダの2020年4月1日から2021年3月31日までの第166期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪ソーダの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。